

令和3年2月25日

福岡市長

高島 宗一郎 様

福岡市男女共同参画審議会

会 長 益村 眞知子

福岡市男女共同参画基本計画（第4次）について（答申）

福岡市男女共同参画審議会は、令和2年1月24日付け市共第354号をもって新たな福岡市男女共同参画基本計画について諮問を受けました。

当審議会は、これについて審議を進めてきたところです。

この度、当審議会において審議の結果を別紙のとおり取りまとめましたので、審議会としてこれを答申します。

福岡市においては、本答申を踏まえて福岡市男女共同参画基本計画（第4次）を策定されますよう要望します。

答申に当たって

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、テレワークの導入やオンラインの活用等が急速に進んでおり、企業における多様で柔軟な働き方の推進や、家庭における男性の家事、育児、介護への参画など、多様性に富んだ活力ある持続可能な社会を実現するために、男女共同参画推進に向けた取組みが、より一層求められています。

このような中、福岡市男女共同参画審議会は、令和2年1月24日に、市長から令和3年度以降の「福岡市男女共同参画基本計画（第4次）（令和3年度～令和7年度）」の策定について諮問を受け、これまで1年にわたって審議を重ねてきました。

福岡市がこれまで実施してきた男女共同参画推進の取組みとその成果を検証のうえ、福岡市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、パブリック・コメントで寄せられた市民意見について審議し、男女共同参画社会実現のために今後取り組むべき施策の方向を示してきました。

第4次基本計画では、SDGsの目標達成におけるジェンダー視点の主流化や、新型コロナウイルス感染症の拡大による女性への影響、テレワークの導入などによる女性活躍の更なる推進に向けた新たな可能性への対応などを踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに進めることとしました。

また、福岡市における男女共同参画の推進体制として、男女共同参画課と女性活躍推進課がアミカスへ移転し、総合的な企画調整機能の強化を図るとともに、拠点施設としてのアミカスのレベルアップを図ることを答申でとりまとめました。

この答申を基に実効性のある計画が策定され、性別にかかわらず市民一人ひとりが個人として尊重され、個性と能力を十分に発揮して、誰もが安心して暮らすことができ、また多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現に活かされることを期待いたします。

福岡市男女共同参画審議会

会 長 益村 眞知子

答 申

～福岡市男女共同参画基本計画(第4次)案～

令和3年2月

福岡市男女共同参画審議会

～ 目 次 ～

第1部 計画総論

I 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯と目的	2
2 策定の背景	2
(1) 国際的な動き	
(2) 国内の社会情勢の変化	
(3) 国の動き	
3 第3次基本計画の評価と今後の課題	4
(1) 主な取組と成果	
(2) 数値目標の達成状況	
(3) 今後の課題	

II 第4次基本計画の基本的考え方

1 福岡市が目指す姿	1 1
2 第4次基本計画の位置づけ	1 3
(1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連	
(2) 市条例の具体化	
(3) DV防止法との関連	
(4) 女性活躍推進法との関連	
(5) 市総合計画との関連	
3 計画期間	1 3
4 第4次基本計画の体系	1 4
5 重点的に取り組む施策	1 6
6 数値目標及び参考指標	1 8
7 計画の推進	2 0
(1) 推進体制と進行管理	
(2) 拠点施設、区役所の役割	
(3) 多様な主体との連携・共働	

第2部 計画各論

基本目標1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会	2 5
基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会	3 3
基本目標3 仕事と生活の調和が実現した社会	4 7
基本目標4 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会	5 5
基本目標5 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会	6 1

資 料

(1) 諮問書	6 9
(2) 福岡市男女共同参画審議会委員名簿	7 0
(3) 答申までの経過	7 1

第1部

計 画 総 論

I 計画策定にあたって

1 計画策定の経緯と目的

福岡市では、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指して、平成 16（2004）年 4 月に「福岡市男女共同参画を推進する条例」（以下「条例」という。）を施行し、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念や、市の責務と市民・事業者・自治組織及び教育に携わる者の役割を定めました。

この条例に基づき、平成 18（2006）年 3 月に「福岡市男女共同参画基本計画」を策定し、以降 2 度の改定を行いながら、男女共同参画社会の形成に向けた諸施策を推進してきました。

「福岡市男女共同参画基本計画（第 3 次）」（以下「第 3 次基本計画」という。）策定から 5 年が経過し、少子・高齢化のさらなる進展や労働力人口の減少など、社会経済情勢が大きく変化する中、改めて、今後 5 年間に福岡市が市民とともに取り組むべき施策の方向と内容を明らかにするため、「福岡市男女共同参画基本計画（第 4 次）」（以下「第 4 次基本計画」という。）を策定するものです。

2 策定の背景

(1) 国際的な動き

平成 7（1995）年に中国・北京で開催された第 4 回世界女性会議において、国際的な男女共同参画の規範となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されてから 25 年が経過し、国際社会においては、国際連合などによる男女共同参画推進に関する取り組みが進むとともに、各国において、政治分野、経済分野などでの女性の進出が顕著になっています。

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられています。その 17 の目標の一つとして「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」が掲げられ、2030 年までに「誰一人取り残さない」ことを目指して取り組むことが宣言されています。

また、諸外国においては、クォータ制の浸透や強制力を持った法制化の進展などにより、政治分野、経済分野での男女格差は縮小しているなかで、同分野での女性進出が遅れている日本は、令和元（2019）年に公表されたジェンダーギャップ指数において、主要 7 か国（G 7）で最低の 121 位（153 か国中）となっています。

(2) 国内の社会情勢の変化

我が国では、晩婚化・未婚化の進展などに伴い、令和元（2019）年の出生数が 86 万 5 千人で、過去最低を大きく更新するとともに、高齢化率が 28.4%（令和元（2019）年 10 月 1 日現在）となるなど、社会・経済の担い手不足を懸念する声が高まっており、多様な人材の能力の活用などの観点から、重要な担い手としての女性の役割が期待されています。

しかし、女性が妊娠・出産などにより就業を中断する、いわゆるM字カーブは解消されつつありますが、非正規雇用が多く、特に、ひとり親世帯では、生活困窮に陥りやすい状況にあります。

また、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識は着実に解消しつつあるものの、男性が家事・育児関連に費やす時間は諸外国と比較して未だに低水準で、男性の育児休業取得率も10%に満たないなど、男性の行動が変容するまでには、意識改革が進んでいない状況が見受けられます。

介護についても、平成24（2012）年10月から29（2017）年9月までの5年間に介護・看護のために仕事を辞めた人は約47万人、うち75%は女性であり、女性は事実上、子育て、家事、介護などの負担を一手に引き受けている状況となっています。

こうした状況の中、我が国の社会全体においても長時間労働の解消や正規・非正規にかかわらずの公正な待遇の確保など、働き方改革に向けた動きがようやく緒に就いたところであり、ワーク・ライフ・バランスの実現と、多様で柔軟な働き方や生き方を可能にする社会、持続可能で多様性に富んだ社会の構築が求められています。

令和元（2019）年末に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が発生し、その後世界中に広がったパンデミックにより、企業活動、日常生活などすべての場において急激な変化が生じています。

特に、女性の就業者の多い非正規雇用、中でも宿泊、飲食サービス業等への影響が強く現れていることから、こうした方々の生活を支える「非常時」における支援が課題となっています。

一方で、令和2（2020）年6月21日に内閣府が発表した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」によると、就業者の約35%がテレワークを経験したとされるなど、テレワークの導入やICT化が急速に進みつつあり、多様で柔軟な働き方の定着が期待されます。また、同調査によると、家族の重要性がより意識され、子育て世帯の約7割で家族と過ごす時間が増加しており、男性の家事・育児等への参画を促す好機ととらえることができます。

(3) 国等の動き

平成30（2018）年5月に、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、地方公共団体においてもその推進が責務とされました。

また、平成30（2018）年7月に、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらずの公正な待遇の確保等を目指す「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、ワーク・ライフ・バランスの実現や、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方の選択が実現できる社会が求められています。

令和元年（2019）6月には、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を目指す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等」の一部を改正

する法律」が公布され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、パワーハラスメント等の防止対策の強化などが定められました。

ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）に関しては、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、令和元（2019）年6月には、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、その中で「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）も改正されました。児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、DV被害者の相談支援を行う機関と相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されるなど、DV被害者支援と児童虐待対応との連携の強化が求められています。

さらに、福岡県においても、平成31（2019）年3月に、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、令和2年（2020）年5月に全面施行されました。

国においては、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」を目指すべき社会としています。

3 第3次基本計画の評価と今後の課題

第3次基本計画では、6つの基本目標と19の施策の方向を定め、特に重要と認められる「重点的に取り組む施策」として、「男女平等教育の推進」「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」「働く場での女性活躍の推進」「市の政策・方針決定過程への女性の参画促進」「地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進」の6項目を積極的に推進してきました。

また、毎年度、個別事業の実施状況を福岡市男女共同参画審議会に報告し、特に重要と認められる「重点評価項目」の実施状況について、審議会による評価を行い、その結果を公表しています。

これらにより、第3次基本計画の実効性を確保するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を、市民、企業、自治組織及び学校等と連携しながら、総合的かつ計画的に推進してきました。

第3次基本計画における主な取組みと成果、数値目標の達成状況、今後の課題は次のとおりです。

(1) 主な取組みと成果

① 男女平等教育の推進

子どもの頃からの性別にとらわれない自己形成ができるよう、小・中学校における男女平等教育や、教育関係者を対象とした研修を実施するとともに、中学生向け出前セミナーを全中学校で実施しました。

中学生向け副読本については、平成 29（2017）年度に改訂し、令和元（2019）年度より中学生向け出前セミナーで活用するなど、活用率向上に向けた取組みを行い、令和元（2019）年度の活用率は 73.9%で、前年度よりも 20 ポイント以上の伸びとなりました。

また、男女混合名簿の採用率については、小学校は平成 29（2017）年度に 100%を達成し、中学校においても、令和 2（2020）年度に 100%を達成しました。

② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者等からの暴力防止については、相談窓口を周知するカードの配布を、従来配布していた区役所や市民センターなどの公的機関に加え、商業施設などでも行うなど、広報・啓発を進めました。さらに、若年層に対する予防啓発として、デートDV防止啓発カードやポスターを中学・高校や大学・専門学校等にて、学生や教職員向けに配布・掲示するとともに、市立高校等でデートDV防止教育講演会を実施しました。

また、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して、相談対応から自立まで切れ目のない支援に取り組みました。

③ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

企業での出前型セミナーや講演会の実施、社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の認定など、企業のワーク・ライフ・バランスの普及・促進に取り組み、企業においてもその意識が着実に浸透してきています。

市役所においても、全ての職員が職業生活と家庭生活の両立を図れるよう、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進、両立支援制度の周知や柔軟な働き方に資する制度の整備など、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

また、男性職員の家事育児参画を促進するため、子どもが生まれる男性職員が上司と面談し、計画的に休暇を取得できるよう育児計画書を作成するなどの取組みにより、令和元年度に育児休業等を取得した男性職員の割合は、21.4%となり、平成 27 年度の 9.0%から大幅に増加しています。

④ 子育て・介護支援の充実

保育需要の増加に対応するため、多様な手法により保育所等の整備を進め、待機児童数を減少させるとともに、延長保育や休日保育の拡充など多様な保育サービスを実施しました。

児童虐待防止については、相談体制の充実、関係機関とのネットワークの強化など

により、虐待の未然防止や早期発見・早期対応、再発防止に取り組みました。

また、介護に直面した場合でも、離職せずに仕事と介護の両立ができるよう、情報提供やアドバイスを行う相談窓口として、平成 28（2016）年 7 月に「働く人の介護サポートセンター」を開設しました。

⑤ 働く場での女性活躍の推進

平成 28（2016）年 8 月に「ふくおか女性活躍 NEXT 企業見える化サイト」を創設し、企業における女性活躍や働きやすい職場環境づくりへの取組みを公表・PRするとともに、女性リーダー育成のための研修を開催することで、女性の活躍促進を支援しています。

また、就業による自立を目指す女性を支援するため、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス（以下「アミカス」という。）では、ハローワーク等と連携した再就職を支援する講座や女性の起業を支援するセミナーを開催するとともに、資格取得や技能修得のための各種講座を実施しました。

ひとり親世帯の自立を支援するため、企業合同面談会を開催するとともに、ひとり親家庭支援センターにおいて就業情報の提供、就業支援講習会などを実施しました。

⑥ 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

法律や条例に基づき設置される市の審議会等委員への女性の参画を促進するため、委員を選任する段階で各担当課との事前協議を徹底するとともに、庁内の推進体制である福岡市男女共同参画推進協議会において、審議会等委員への女性の参画促進について強く働きかけを行い、女性委員のいない審議会等は、平成 28（2016）年度に解消されました。

また、市役所内では、平成 29（2017）年度に一部改訂された「福岡市職員の人材育成・活性化プラン（改訂版）」において、女性職員の活躍推進を重点取組みに位置づけるとともに、特定事業主行動計画に基づき、職員の意識改革やキャリア形成支援、男女が共に仕事と生活を両立できる働きやすい職場環境づくりを進めています。本市職員における女性管理職の割合は、15.5%（令和 2 年 5 月 1 日現在）となり、第 3 次基本計画の目標値である 15%程度を達成しています。

⑦ 地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進

平成 23（2011）年度に創設した福岡市独自の男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」（以下「みんなで参画ウィーク」という。）に合わせて、市が週間の周知やコーディネート者の派遣など、校区の活動を支援する一方、140 を超えるほぼ全ての校区で研修や広報・啓発など、男女共同参画を推進する取組みが主体的に行われました。

また、地域における女性リーダーを育成するため、平成 28（2016）年度～令和元（2019）年度に、地域活動を行ううえで必要なスキルを学ぶ「地域女性活躍チャレンジ塾」を開催し、受講者の中から、自治協議会の役員や公民館長に新たに就任される

など、取組みの成果が表れています。

アミカスでは、地域による男女共同参画に関する講座・講演会の企画を支援するため、男女共同参画推進サポーターや寸劇隊の派遣などを実施しました。

(2) 数値目標の達成状況

第3次基本計画では、計画期間（平成28年度～令和2年度）中に達成すべき数値目標として次の5項目を設定しました。達成状況は以下のとおりとなっています。

① 社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合

	初期値 (平成25年度)	目標値 (令和2年度)	現状値 (平成30年度)
全体	14.3%	30%	13.0%
女性	9.8%	—	9.2%
男性	21.2%	—	18.8%

資料：平成25年度 市男女共同参画社会に関する意識調査

平成30年度 市政に関する意識調査

社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合は、全体で1.3ポイント減少し、目標値に対して大きな乖離がありますが、あらゆる場面での男女共同参画が進んだ結果によって、数値に反映されるものであり、第4次基本計画では、中長期的な参考指標に位置づけることとしました。

② 男女の固定的な役割分担意識の解消度（「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念をもたない市民の割合）

	初期値 (平成26年度)	目標値 (令和2年度)	現状値 (令和元年度)
女性	66.0%	75.0%	76.5%
男性	60.9%	70.0%	68.2%

資料：平成26年度・令和元年度 市基本計画の成果指標に関する意識調査

男女の固定的な役割分担意識の解消度について、女性は令和元年度に76.5%となり、目標を達成しています。

男性は緩やかに増加していますが、目標達成は厳しい状況です。

③ 企業における女性管理職比率

	初期値 (平成 26 年度)	目標値 (令和 2 年度)	現状値 (令和元年度)
企業の女性管理職比率	10.0%	12.0%	11.3%

資料：平成 26 年度 市女性労働実態調査

令和元年度 市女性活躍推進に関する事業所等実態調査

企業における女性管理職比率は、11.3%であり、平成 26 年度より 1.3 ポイントの微増となっています。

④ 福岡市役所における女性管理職比率

	初期値 (平成 27 年度)	目標値 (令和 2 年度)	現状値 (令和 2 年度)
課長以上の比率	11.0%	15%程度	15.5%

資料：総務企画局人事課 5 月 1 日現在の割合

福岡市役所における女性管理職比率は、15.5%となり、目標を達成しています。

⑤ 福岡市の審議会等委員への女性の参画率、女性委員のいない審議会等の解消

	初期値 (平成 27 年度)	目標値 (令和 2 年度)	現状値 (令和 2 年度)
女性の参画率	33.7%	40.0%	35.3%
女性委員のいない審議会等の数	1	0	0

資料：市民局男女共同参画課 平成 27 年度 6 月 1 日現在 令和 2 年度 8 月 1 日現在

審議会等委員への女性の参画率については、平成 27 年度より 1.6 ポイントの微増となっています。

女性委員のいない審議会等は、平成 28 年度に解消しています。

(3) 今後の課題

平成 16 (2004) 年の条例施行から約 15 年、さらに、第 3 次基本計画に基づく様々な施策を 5 年間推進してきましたが、現状を見ると、次のとおり依然として多くの課題が残されています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行下においては、地域での研修、個人や企業向けのセミナーなど様々な事業において、これまでの人が集まった状況下での実施という前提が大きく揺らいでおり、今後はオンラインの活用を始め、柔軟に対応してい

くことが求められています。

① ライフステージに応じた男女共同参画意識の浸透

男女共同参画意識については、近年、男女ともに高まる傾向にありますが、年代が上がるのに応じて、特に男性において低くなる傾向が見られます。「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在は、年代ごとに受けてきた教育、家庭や社会での体験などの違いにより、意識に差が生じているものと考えられます。

また、若い世代の男性においても、男女共同参画意識が行動に結びついていない人も多く、今後は、そもそも男女共同参画に無関心な人への意識啓発に加え、意識の変化が行動の変容へとつながるよう、対象者の年代やライフステージに応じた実効力のある取組みを推進していく必要があります。

② 配偶者等からの暴力（DV）の防止や貧困などの困難を抱える女性への支援

平成 30（2018）年度の「市政に関する意識調査」において、配偶者等から暴力を「受けた経験がある」と回答した人の割合は、精神的、身体的、性的のいずれにおいても減少傾向にありますが、一方で、暴力を受けた際には、男女ともに「がまんした」と回答した人が最も多くなっています。このため、安心して相談できる窓口の周知に加え、被害者に寄り添った支援を行うことが必要とされています。

暴力を未然に防ぐために必要な意識を定着させていくには、若年層に向けて早期に教育を行うことが重要であることから、若年層のDVに関する理解を深めることが課題となっています。さらに、DV被害者の相談支援を行う機関と児童相談所など、児童虐待に対応する相談機関との連携強化が求められています。

また、女性は、妊娠・出産などにより就業を中断すると、正規労働に就きにくく、生活上の困難に陥りやすい状況にあることから、ひとり親世帯や高齢の単身世帯への支援を行っていく必要があります。

③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた男性の意識改革

労働時間の短縮、男性の育児休暇等の取得率向上など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた制度上の環境整備が進み、男性の意識に一定の変化は見られるものの、依然として家事・育児、さらには介護などの担い手が女性に偏っている状況であり、行動の変容に向け一層の意識改革への取組みが求められています。

また、育児や介護、さらには高齢化に伴う本人の病気治療など、フルタイムで働けない様々な事情を抱えた労働者や、高齢者、外国人等の多様な人材が、個々の能力を十分に発揮できるよう、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めるなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスを一層推進していくことが必要です。

④ あらゆる分野の働く場における女性の進出と活躍の実現

25 歳から 44 歳までの女性の有業率は上昇し、いわゆるM字カーブは着実に解消されつつありますが、一方で、出産・育児などで退職する女性も多く、その場合、再度働きたいと思っても、正規での就労は難しいのが実情です。

また、企業の女性活躍推進に向けた取組みも未だ不十分であり、女性管理職の数も、女性自身が管理職を敬遠する意識が高いこととも相まって、諸外国と比較して大きく後れを取るなど、働く場における男性中心の意識・慣行は解消されていません。

働く場における男女間の不平等を解消し、均等な機会と待遇が確保されるよう、企業への啓発などを行うとともに、女性のキャリアアップや能力、意識の向上を支援していく必要があります。

⑤ 意思決定過程への多様な視点の反映

市の審議会等委員への女性の参画率は 35.3%、市職員における女性管理職の比率は 15.5%と、ともに増加傾向にあるものの、より高い目標が求められている状況であり、地域における諸団体の長への女性就任比率についても、日常的な地域活動への女性の活発な参画に比して、22.3%という低い数値になっています。

意思決定過程には多様な視点の反映が必要であり、審議会等委員への女性の参画率向上に向けたきめ細かな対応や、市の女性職員のキャリア形成を積極的に進めるなど、女性が活躍できる環境づくりを進めるとともに、まちづくりの共働パートナーである自治協議会においても、地域の自主性を尊重し、共感を得ながら、意思決定過程への女性の参画促進に向けた支援を充実する必要があります。

⑥ 推進体制上の課題

これまで、総合的な企画調整を行う部署と、拠点施設であるアミカスとが、それぞれの役割を果たしながら連携し、地域支援の窓口としての区役所とともに、市のあらゆる施策が男女共同参画の視点で実施され、市民的広がりを持つよう取組みを進めてきました。

これにより、市民の意識向上に一定の効果は出ていますが、今後、より一層効果的・効率的に事業を実施し、意識の向上を行動の変容へと繋げていくためには、市民とともに活動し、その声を直接聞くことのできるアミカスにおいて、事業の企画・立案など、総合的な企画調整機能を強化していくことが必要だと考えています。

Ⅱ 第4次基本計画の基本的考え方

1 福岡市が目指す姿

性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会

平成 27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標 5 に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられるとともに、アジェンダの実施において、ジェンダーの視点を主流化していくことは不可欠であるとされています。

国においても、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「働き方改革を推進するための関係法律」、「女性の職業生活における活躍に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）など、働き方改革、女性活躍に向けた法律の制定・改定が行われ、企業等における制度などの整備も進展するなど、我が国における男女共同参画推進に向けた機運は着実に高まりつつあります。

また、福岡市では、第 9 次福岡市基本計画において「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略として掲げ、分野別目標の一つとして、「一人ひとりが心豊かに暮らし、元気に輝いている」を設定しています。その実現に向けて、「すべての人の人権が尊重されるまちづくりと男女共同参画の推進」などに取り組み、男性・子ども・若年層を含め、あらゆる人に男女共同参画意識の浸透を図っていくことなどが示されています。これは、誰もが思いやりをもち、すべての人にやさしいまち「ユニバーサル都市・福岡」の実現にもつながるものです。

これまで、第 1 次から第 3 次基本計画までの 15 年間に於いて、個々を尊重し合い、性別にかかわらず一人ひとりが輝ける社会を、市民の共感を得ながら、市民とともに作り出すことを目指して、男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識、制度などを改める取組みを進めており、市民の意識にも一定の変化が生まれてきています。

こうした意識の変化が、一人ひとりの行動変容につながるよう、啓発から実践へと、次のステージへステップアップを図るため、ライフステージに応じた実効力のある取組みを進め、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

第 4 次基本計画では、第 3 次基本計画の理念を引き継ぎながら、市が市民とともに目指す姿を掲げ、男女共同参画社会の実現に向けた取組みをさらに進めることとしました。

福岡市が目指す男女共同参画社会

基本目標 1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、他の人の異なる考えや生き方をも尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場でその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

基本目標 2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、あらゆる暴力が根絶されるとともに、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。

基本目標 3 仕事と生活の調和が実現した社会

従来働き方が制度・意識の両面から改善され、誰もが働く場における責任を果たすとともに、多様な働き方の選択などにより、仕事と生活の調和を図りながら、家事・育児、介護、地域活動などにおいて責任と充実感を分かち合い、男女が共に暮らしやすい社会を目指します。

基本目標 4 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

男女の待遇や教育、昇進等の機会が均等に確保されるなど、企業において女性活躍の取り組みが進み、女性がそれぞれに望むキャリアパスを描いて働き続けることができる職場環境がつくられ、男女がその能力を発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会を目指します。

基本目標 5 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、男女共同参画の視点をもって、身近な暮らしの場での地域課題の解決に取り組むことにより、様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。

2 第4次基本計画の位置づけ

(1) 国及び福岡県の男女共同参画基本計画との関連

男女共同参画社会基本法（第14条第3項）に基づき、国及び福岡県の男女共同参画基本計画を勘案することとしています。

(2) 市条例の具体化

条例（第11条）に基づき、今後、福岡市が取り組むべき施策の基本的な方向を示すとともに、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施計画としての役割を果たすものです。

(3) DV防止法との関連

DV防止法（第2条の3第3項）に基づき、基本目標2「施策の方向1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止」の部分を、市町村基本計画と位置づけています。

(4) 女性活躍推進法との関連

女性活躍推進法（第6条第2項）に基づき、基本目標3と基本目標4の部分を、市町村推進計画と位置づけています。

(5) 市総合計画との関連

福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画(平成24(2012)年12月策定)との整合性を図ります。

福岡市では、多くの市民の皆様とともに策定した「福岡市総合計画」に基づき、経済的な成長と、安全・安心で質の高い暮らしのバランスが取れた、コンパクトで持続可能な都市づくりを進めることにより、SDGsの達成に取り組んでいます。



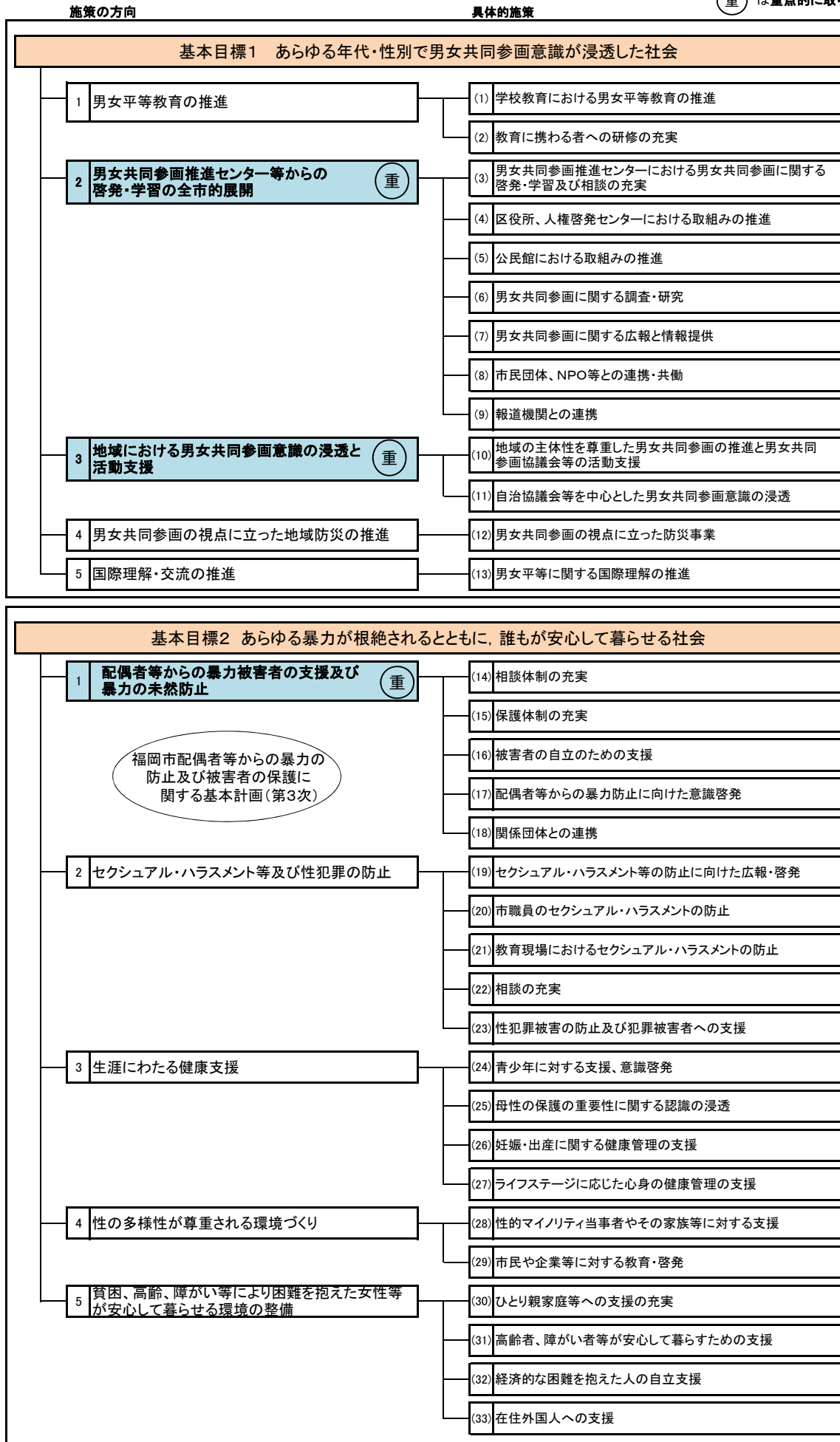
3 計画期間

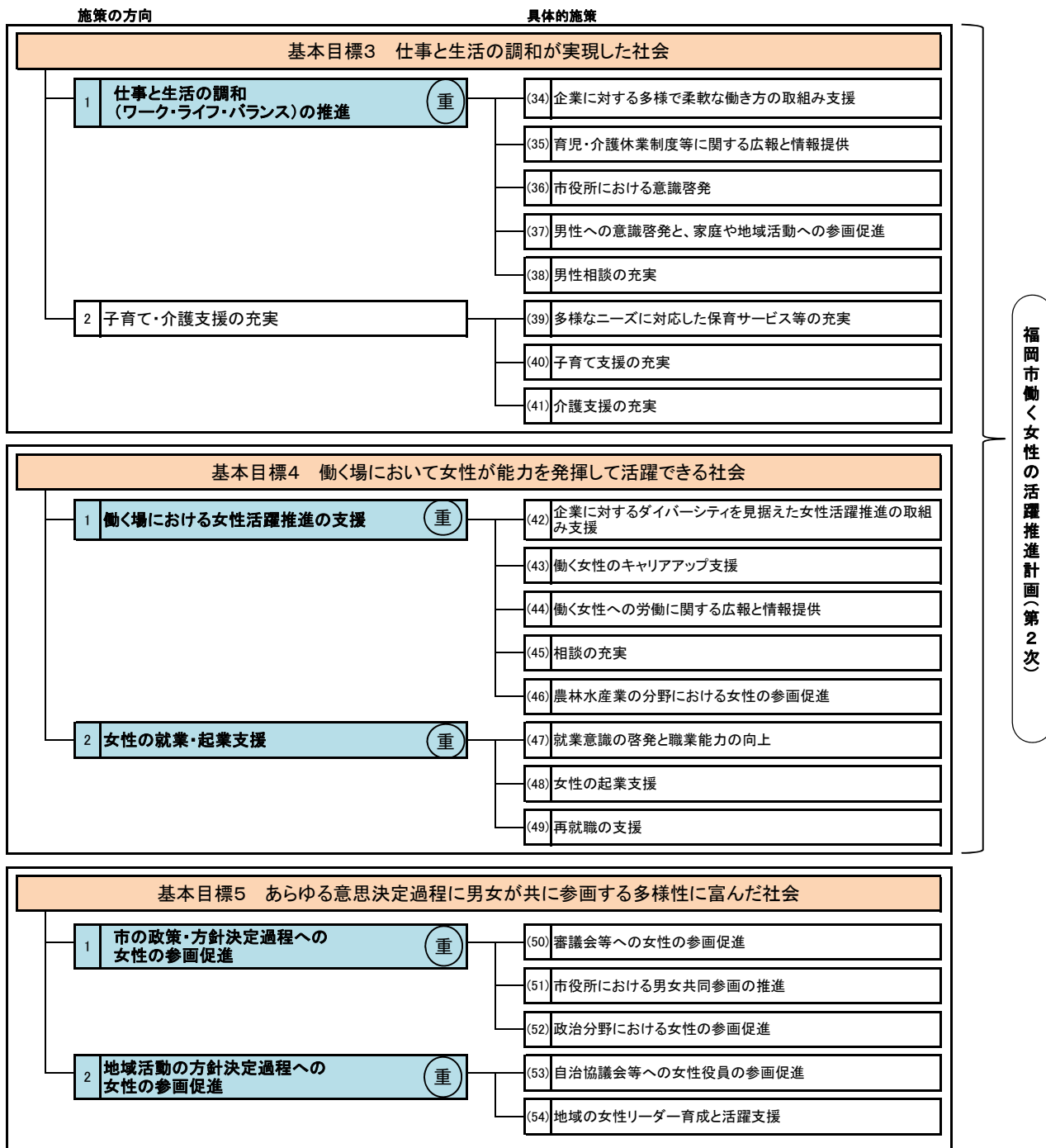
令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

4 第4次基本計画の体系

基本目標の実現に向けて取り組むべき「施策の方向」と「具体的施策」

○(重) は重点的に取り組む施策





5 重点的に取り組む施策

本市の現状と課題、国の動き、社会経済情勢の変化などを踏まえ、次の5項目に重点的に取り組みます。

(1) ライフステージに応じた男女共同参画意識の啓発

若年層への男女共同参画に対する意識啓発のため、小・中学校における男女平等教育や教職員を対象にした研修の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて学び、性別にとらわれないキャリア形成への意識を高めることを目的とした出前セミナーを市内中学校で実施します。

また、「みんなで参画ウィーク」や各校区の男女共同参画協議会等の活動支援など、広く男女共同参画意識の啓発を行います。

さらに、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて、学生や子育て世代、さらには中高年などを対象に、各ライフステージに応じた、共感を得られる内容の出前セミナー等の取組みを、関係機関や地域などと連携して進めていきます。

(2) 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

配偶者等からの暴力を受けた被害者が被害を我慢することなく相談し、被害が深刻化する前に支援につなげられるように、相談窓口の周知に努めます。

被害者の立場に立ち、相談対応から保護・自立まで切れ目のない支援を進めるために、関係機関と連携して配偶者等からの暴力防止に関する施策の一層の充実・強化に努めます。

また、暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みをより充実させていきます。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男性も家事・育児、介護等の家庭生活や、地域活動等で積極的な役割を果たすよう意識を改革し、行動の変容へと繋げていくため、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けた研修、出前セミナーなどを、業界団体や企業などと連携して実施するとともに、具体的な取組み事例の積極的な紹介など、国や県とも連携して、多様で柔軟な働き方の普及促進に努めます。

また、令和4（2022）年度から、常時雇用する労働者が101人以上の企業にまで策定義務が拡大される、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、働き方改革に積極的に取り組む地場企業を、市が発注する工事等の入札などに際し、優先的に指名するなど、企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

さらに、多様な手法により保育の受け皿を確保するとともに、介護離職を防止するための相談対応を行うなど、仕事と育児や介護を両立できる環境づくりに取り組みます。

(4) 働く場での女性活躍の推進

企業におけるダイバーシティ&インクルージョンの考え方の浸透は、女性をはじめとする多様な人材が能力を発揮できる社会につながっていきます。男女の固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、誰もが持つ無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、意識改革と理解の促進を図り、多様な人材が活躍しやすい環境づくりが進められるよう、企業に対して支援を行います。

また、働く場において、より多くの女性が、リーダーとして自覚と自信をもって能力を発揮できるよう、キャリアアップや能力向上の支援を行います。

さらに、女性が出産・育児、介護などのライフイベントを経ても、希望に応じた働き方が選択できるよう、女性の起業支援のさらなる充実に取り組むとともに、就業支援やスキルアップの支援を行います。

(5) 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等の女性委員の参画率向上に向けて、法律等に基づかない協議会等も含めて、女性委員の参画率を個別に透明化するなど、さらなる意識の醸成を図るとともに、庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」において、目標値達成に向けた働きかけを行います。

また、市役所内においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍を支援する取組みを進めるとともに、市役所における率先した取組みを企業に紹介します。

さらに、地域における女性の活躍を推進し、地域活動への多様な人材の参画を図るため、女性リーダーの人材育成や、地域、諸団体の自主的な男女共同参画推進の取組み支援、自治協議会への男女共同参画の意識啓発に向けた出前講座などを行います。

6 数値目標及び参考指標

数 値 目 標

計画期間中に本市が達成すべき数値目標として、基本目標ごとに、次の 7 項目を設定します。

(単位：％)

基本 目標	項 目	目標値 (令和 7 年度)	現状値
1	●男女の固定的な役割分担意識の解消度 「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方に否定的な人の割合 【市基本計画の成果指標に関する意識調査】	女性 80 男性 80	女性 76.5 男性 68.2 (令和元年度)
2	●配偶者等からの暴力について相談できる窓口の認知度 「相談できる窓口を知らない」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 10 男性 10	女性 20.3 男性 21.0 (平成 30 年度)
	●中高生の「デートＤＶ」についての理解度 デートＤＶについて「内容を知っている」と回答した中高生の割合 【市青少年の意識と行動調査】	中学生 50 高校生 80	中学生 20.0 高校生 52.3 (平成 30 年度)
3	●企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性の認識度 「ワーク・ライフ・バランス推進に取り組む必要がある」と思う事業所の割合 【市女性活躍推進に関する事業所等実態調査】	85	74.7 (令和元年度)
4	●企業における女性管理職比率 【市女性活躍推進に関する事業所等実態調査】	15	11.3 (令和元年度)
5	●福岡市の審議会等委員への女性の参画率	40	35.3 (令和 2 年 8 月 1 日)
	●福岡市役所における女性管理職比率	20	15.5 (令和 2 年 5 月 1 日)

参 考 指 標

計画の進捗状況をわかりやすく示す指標として、参考指標を設定します。

《中長期的な参考指標》

社会全体で見た場合の男女の地位が平等になっていると思う人の割合

現状値： 13.0%（女性 9.2%、男性 18.8%）【平成 30 年度市政に関する意識調査】

基本目標	項 目	現状値
1	○「みんなで参画ウィーク」の認知度 「内容を知っている」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	3.1% (平成 30 年度)
	○女性が職業を持つことに対する考え 「ずっと職業を持っている方がよい」と考える人の割合 【市政に関する意識調査】	41.2% (平成 30 年度)
2	○配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合 「精神的暴力（あなたを大声で怒鳴る）を受けたことがある」と回答した人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 36.5% 男性 26.2% (平成 30 年度)
	○配偶者等から暴力を受けた際、我慢した人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 46.0% 男性 50.1% (平成 30 年度)
3	○企業における男性の育児休業取得率 【市女性活躍推進に関する事業所等実態調査】	5.1% (令和元年度)
	○乳幼児の父親・母親の 1 週間の家事・育児時間 【市子ども・子育て支援に関するニーズ調査】	母親 64 時間 18 分 父親 15 時間 10 分 (平成 30 年度)
	○男性が介護休暇を取得することについて 「積極的に取得するべきである」と考える人の割合 【市政に関する意識調査】	35.5% (平成 30 年度)
	○市役所における男性の育児休業取得率	20.2% (令和元年度)
4	○25 歳から 44 歳までの女性の有業率 【就業構造基本調査】	74.2% (平成 29 年)
	○職場における男女の平等感 「平等」と感じる人の割合 【市政に関する意識調査】	女性 17.3% 男性 23.5% (平成 30 年度)
5	○地域における諸団体の長への女性の就任率	22.3% (令和 2 年 7 月 1 日)

7 計画の推進

(1) 推進体制と進行管理

① 庁内の推進体制

庁内の推進組織である「福岡市男女共同参画推進協議会」（会長：市長、副会長：市民局男女共同参画部所管の副市長、委員：全事業管理者及び全局・区長等、幹事：関係部長）において、第4次基本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内の連携強化を図り、本市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に実施します。

また、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開されるよう、事務局の企画立案機能を高めるとともに、総合的な調整機能の強化を図ります。

② 男女共同参画審議会

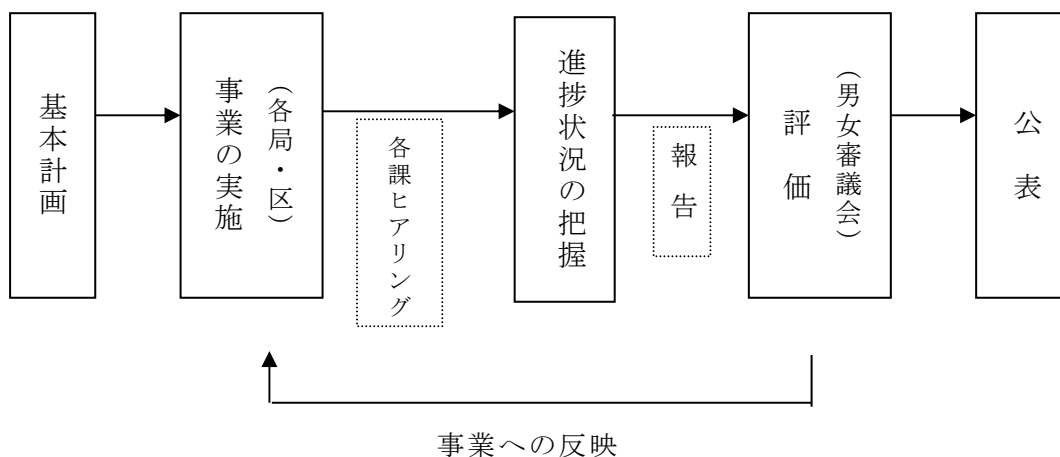
市長の附属機関として設置している「福岡市男女共同参画審議会」（以下「男女審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、本市の男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項について調査・審議し、市長に答申するほか、必要と認められる事項について市長に意見を述べます。

③ 施策に対する苦情への対応

条例第26条に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民から苦情が寄せられた場合、市長は、男女審議会の意見を聞いたうえで、必要に応じて適切な措置を講じます。

④ 基本計画の進行管理と推進状況の公表

市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を男女審議会に報告し、意見及び評価を受けて基本計画の進行管理を行います。また、条例第12条に基づき、実施状況及びその評価を年次報告書にまとめ、市民に毎年公表します。



(2) 拠点施設、区役所の役割

あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって展開され、地域において男女共同参画が広く市民に浸透していくうえで、拠点施設であるアミカス、区役所が果たす役割は次のとおりです。

① 拠点施設「男女共同参画推進センター・アミカス」の役割

アミカスは、条例第 25 条で、「市が男女共同参画の推進に関する施策を実施し、及び市民等による取組を支援するための拠点施設」と位置づけられています。

拠点施設として、多様な選択を可能にする意識啓発、社会経済情勢の変化や新たな市民ニーズに対応した学習機会の提供、相談事業、及び図書事業などの諸事業を実施するほか、様々な分野の団体や市民グループ等との連携・共働を推進し、市民の自発的な活動を積極的に支援していきます。

今後一層充実を図る機能は次のとおりです。

ア あらゆる人が共感できる男女共同参画の推進

男女共同参画についての市民の意識がより浸透し、一人ひとりの行動につながるようライフステージに応じた取組を実施します。特に、男女共同参画社会の形成が男性にとっても生きやすい社会となることへの理解を深め、男性の家事・育児への参画を促進するため、男性自身の意識啓発を目的とした講座や、若年層が共感できる取組を進めます。

同時に、男性の家庭や地域への参画を推進するため、働きやすい職場づくりを目的とした講演会など、企業におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発を進めます。

また、市内全域からの交通利便性が高い天神地区など、アミカス外での地域関係者への講座・セミナーなどの開催について検討します。

イ 地域支援の充実

公民館、校区の自治協議会や男女共同参画協議会等に対する情報提供、「男女共同参画推進サポーター」等の研修講師の派遣など、区の男女共同参画担当部署とも連携しながら、地域の取組への支援を充実します。

ウ 市民グループ、NPO 等の育成・支援

男女共同参画のまちづくりや男性の家事・育児への参画促進、女性の活躍推進など、市民グループ等の専門性を活かし、男女共同参画の機運を醸成する活動に対して、経済的支援、広報への協力などを行います。

また、市民グループ等相互のネットワークづくりや情報交換、交流の機会提供に努めます。

エ 相談機能の充実

夫婦、家族、職場の人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困などの生活上の悩みなど、幅広い相談に応じるために相談機能の充実・強化を図るとともに、「女性に対する暴力相談」、「男性のための相談ホットライン」などを活用しながら、配偶者暴力相談支援センターや、区保健福祉センターなど関係機関との連携を強化します。

オ 広報・啓発

男女共同参画に関する広報、啓発のため、広報誌やホームページなどにより男女共同参画に関する情報をタイムリーかつ分かりやすく提供します。

また、拠点施設として、男女共同参画に関する基礎知識、情報を館内に効果的に掲示し、アミカスに来館した市民が男女共同参画について学べる環境づくりに努めます。

カ 女性のチャレンジ支援の充実

働く女性を対象に、キャリアアップや能力向上に向けたセミナーなどを実施するとともに、女性が出産・育児や介護などのライフイベントを経ても、希望に応じた働き方が選択できるよう、起業支援の充実や、就業、スキルアップに向けた講座を実施するなど、女性の様々なチャレンジに対して支援を行います。

キ 総合的な企画調整機能

福岡市の男女共同参画を推進する拠点として、市民グループや地域と連携・共働しながら事業を実施しているアミカスは、市民からのニーズや事業の効果などについて、直接感じ、把握できる立場にあります。

今後は、そうしたニーズなどに対応したより効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能を一層強化するため、企画立案部門である男女共同参画課、女性活躍推進課をアミカスに移転するなど、一体的に事業を実施するとともに、拠点施設としてのアミカスのレベルアップを図り、福岡市の男女共同参画を強力に推進していきます。

② 地域の男女共同参画推進における区役所の役割

区役所は、身近な地域の総合行政機関として市民生活に欠かせない様々なサービスを提供するとともに、区の特性や課題を踏まえたまちづくりの拠点としての役割を果たしています。区及び校区における男女共同参画を推進するうえでも、地域に密着した支援の窓口として次のような役割を果たします。

全市的な男女共同参画推進の動きと区の特性や現状を踏まえながら、校区の取り組み状況を把握し、先進的取り組みや課題解決の事例に関する情報を各校区が共有できるよう努めます。

また、関係部署が連携して、男女共同参画推進活動が校区全体の取組みとして行われ、意思決定過程に男女が共に参画し、男女共同参画の視点に立った地域の自治が行われるよう支援します。

(3) 多様な主体との連携・共働

① NPO、事業者等との連携・共働

男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく市民や事業者の主体的な取組みが不可欠です。多様化、複雑化する市民のニーズや地域課題に適切に対応していくため、教育機関、市民グループ、NPO、企業、マスメディア等との連携・共働を進め、地域に根ざした身近な情報発信を行うとともに、多様な主体が持つ専門性や実践的ノウハウなどを活かした取組みを進めます。

働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進や、あらゆる人が共感できる男女共同参画を進めるには、今後、特に企業への働きかけが必要であり、商工会議所をはじめとする業界団体や、先進的な取組みを実施している企業との連携に努めます。

② 自治協議会等との連携・共働

男女共同参画を推進する活動が市民的広がりを持つためには、地域におけるまちづくりのパートナーである自治協議会との連携・共働が重要です。

地域での男女共同参画推進活動は、現在、校区男女共同参画協議会等が自治協議会の一員として活動し、「男女共同参画に関する事業」は自治協議会が行う「まちづくり基本事業」に位置づけられています。

男女共同参画が地域に広く浸透し、校区が男女共同参画の視点に立って運営されるためには、男女共同参画推進活動が、男女共同参画協議会等の活動にとどまらず、自治協議会全体の取組みにまで広がっていくことが望まれます。

自治協議会等と市が目標を共有し、それぞれの役割と責任を果たしながら、地域における男女共同参画を推進していけるよう、さらに連携を深めていきます。

③ 国・県等との連携

男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に、男女共同参画社会の形成に関して、国の施策に準じた施策を実施することを求めています。このため、国や福岡県の動向を的確に把握し、本市の男女共同参画に関する諸施策に反映させていきます。

また、福岡県と北九州市、久留米市、福岡市の間で情報共有に努めるとともに、他の政令指定都市とも大都市に共通の課題などについて情報交換に努め、基本計画を効果的に推進します。

第2部

計 画 各 論

基本目標 1 あらゆる年代・性別で男女共同参画意識が浸透した社会

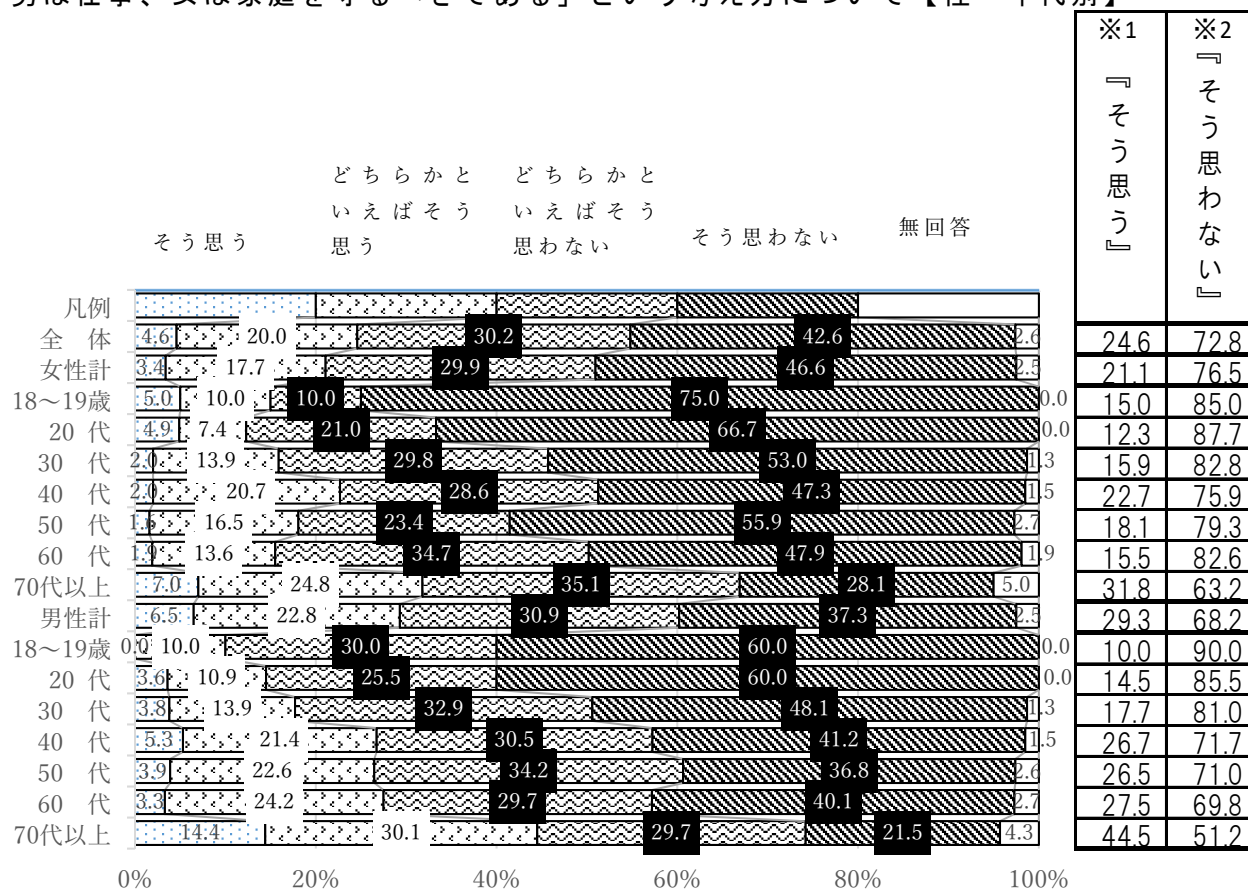
(目指す姿)

あらゆる年代・性別の市民が、自らの意思で多様な生き方を選択できるとともに、他の人の異なる考えや生き方をも尊重しながら、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場でその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

令和元(2019)年度の「市基本計画の成果指標に関する意識調査」において、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という男女の固定的な役割分担意識の解消度(「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合)は、男性が68.2%となっており、平成26(2014)年度の60.9%から改善の兆しが見えています。

しかし、女性の76.5%と比べると8.3ポイント低く、年代を追うごとに減少し、特に、70代以上では51.2%にまで低下しています。このような意識の差は、年代ごとに学校などで受けてきた教育、家庭や社会での体験などの違いにより生じたものと考えられ、改めて小・中学校における男女平等教育の重要性が浮き彫りになっています。

「男は仕事、女は家庭を守るべきである」という考え方について【性・年代別】



※1 「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計

※2 「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」の合計

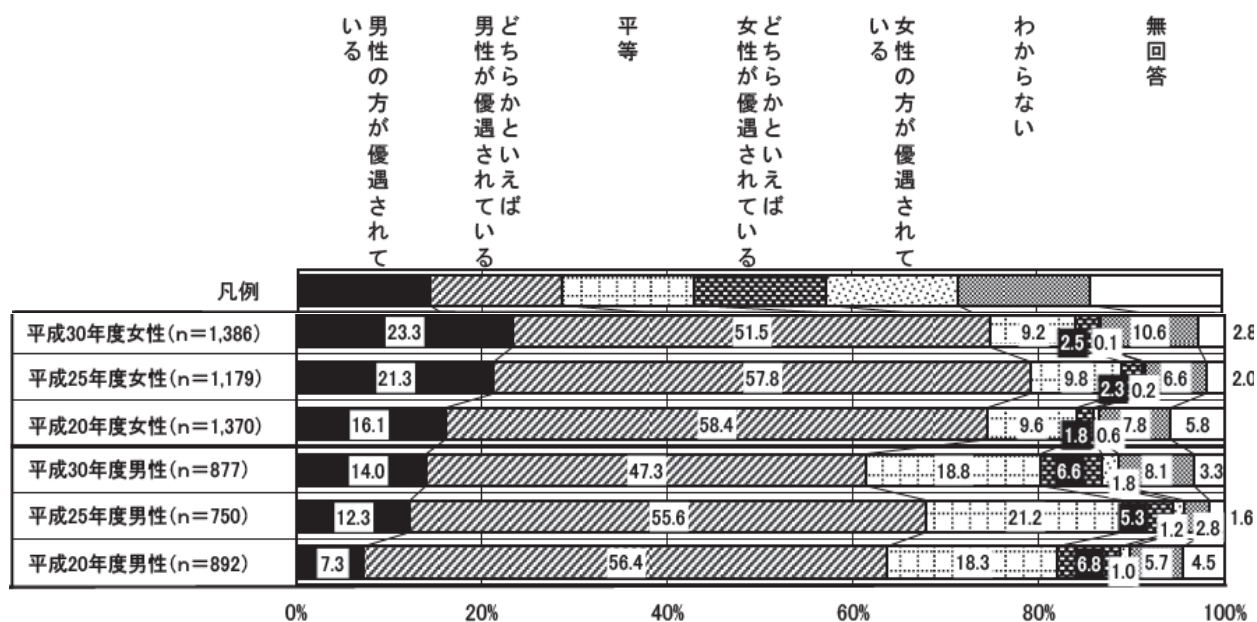
資料： 令和元年度 市基本計画の成果指標に関する意識調査

一方で、男女共同参画意識を持つ若年層においても、意識に行動が伴わない場合も多く、また、そもそも男女共同参画に対して無関心な人も一定数いるものと考えられるため、今後は、高齢者層と併せて、進学、就職、結婚、子育て、介護など、それぞれのライフステージに応じ、防災や子育て、職業選択など、身近で共感の得られるテーマで取組みを推進していきます。

こうした取組みに、より実効性を持たせるためには、各校区に自治協議会があり、地域活動の場として公民館が設置されているという福岡市の特色を生かし、学校やPTAをはじめとする関係機関・団体が、地域との連携・協力により、実施していく必要があります。

さらに、男女共同参画に関する市民の国際理解を深めるため、SDGsをはじめとする国際的なジェンダー平等に関する情報や学習機会の提供に努めるとともに、交流などを通じて、異なる文化や習慣についての相互理解を促進する必要があります。

社会全体で見た場合の男女の地位の平等感



資料：平成30年度 市政に関する意識調査



施策の方向 1 男女平等教育の推進

- ◆次代を担う子ども達が性別に捉われず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等教育を推進します。
- ◆学校教育、幼児教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修を推進します。
- ◆大学生等を対象とした、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるための啓発を行います。

1 学校教育における男女平等教育の推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○小・中学生向け男女平等副読本を作成するとともに、活用促進に努めます。	○小・中学生向け男女平等副読本の作成・活用	市民局 教育委員会
○性別に捉われないキャリア形成ができるよう、中学生を対象とした出前型セミナーを実施します。	○中学生向け出前セミナー	市民局
○男女平等の理念に立って教育課程を編成し、教科などの特質や児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を行います。	○男女平等の理念に立った教育課程の編成	教育委員会
○男女が共に家族の一員として役割を果たし、家庭を築いていくことの重要性を認識し、生活に必要な知識・技能を習得させるため、家庭科教育の充実を図ります。	○職場体験学習 ○家庭科教育の充実 ○育児の体験学習等 ○学校生活全体にわたっての見直し	
○大学生等を対象に、性別に捉われない将来設計や、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるための啓発を行います。	○学生向け啓発セミナー	

2 教育に携わる者への研修の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○市立学校の教職員を対象に、学校教育における男女平等教育の推進に対する理解を深める研修を実施します。	○男女平等教育研修会	教育委員会 市民局
	○新任教頭研修	教育委員会
○保育所などの幼児教育関係者及び公民館長・主事を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。	○保育所職員等研修	こども未来局
	○公民館長・公民館主事研修	市民局

施策の方向 2 男女共同参画推進センター等からの啓発・学習の全市的展開

◆アミカスは、市の男女共同参画を推進する拠点として、市民や企業の啓発、地域活動や市民活動の支援、情報発信などに努めるとともに、効果的・効率的な事業の企画・立案をはじめとする総合的な企画調整機能を強化します。

◆区役所や公民館等において、地域における取組みや、全市的に広がりのある啓発、学習機会の提供、情報発信を進めます。

3 男女共同参画推進センターにおける男女共同参画に関する啓発・学習及び相談の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○アミカスにおいて、市民グループや地域とも連携を図りながら、様々な講座・講演会を実施し、広く市民が共感できるように意識啓発及び学習機会の充実を図ります。 ○人間関係の悩みや、生き方、性格、労働、貧困など幅広い相談に応じるために相談機能の充実・強化を図ります。	○男女共同参画講座 ○市民グループ活動支援事業 ○アミカス地域支援事業 ○アミカス相談室における相談	市民局

4 区役所、人権啓発センターにおける取組みの推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○区役所において各校区の男女共同参画の取組み状況を把握し、校区の実情に応じた男女共同参画を推進する活動が展開されるよう支援します。	○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援 ○男女共同参画社会づくり講座 ○市民センターにおける男女共同参画講座・講演会	区役所
○区役所や人権啓発センターなどにおいて、男女共同参画の推進に関する講座などを行います。	○人権尊重週間 「人権を尊重する市民の集い」 ○人権総合講座	市民局

5 公民館における取組みの推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○公民館において男女共同参画の推進に関する講座を開催するとともに、市民に学習の場を提供するなど、地域における男女共同参画の取組みを支援します。	○公民館における男女共同参画学習講座	市民局

6 男女共同参画に関する調査・研究

具体的施策の内容	事業名	担当局
○市民の男女共同参画に関する意識調査を定期的に行うとともに、企業におけ	○男女共同参画社会に関する市民意識調査	市民局

る女性社員の登用や就業環境などの調査を実施し、施策に生かしていきます。	○女性活躍推進に関する事業所等実態調査	
-------------------------------------	---------------------	--

7 男女共同参画に関する広報と情報提供

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女共同参画に関する関係法令、条例及び第4次基本計画の周知に努めます。 ○市やアミカス、人権啓発センターの広報誌、ホームページなどの様々な広報媒体を活用して、男女共同参画について、市民が共感できる広報に努めます。 ○アミカスや人権啓発センターにおいて、男女共同参画の推進に関する図書、ビデオ、DVD、資料の閲覧・貸出を行います。	○出前講座 ○市政だよりによる広報 ○市のホームページでの情報提供 ○情報提供事業 ○広報啓発紙の発行 ○アミカス図書室による情報の提供 ○ココロンセンターだより ○ラジオ番組 「こころのオルゴール」	市民局
	○福岡市学習情報提供システム「まなびアイふくおか」での情報提供	教育委員会
○男女共同参画の視点に立った広報物づくりを進めるため、行政広報物を作成する留意点をまとめた「表現のガイドライン」の周知に努めます。	○行政広報物における表現のガイドラインの周知	市民局
	○ユニバーサル都市・福岡の推進	総務企画局
	○「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」の周知	市長室

8 市民団体・NPO等との連携・共働

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女共同参画推進に取り組む市民団体等を対象に、アミカスや人権啓発センターで市民による講座・講演会の企画を公募し、市民団体等の活動を支援するとともに、情報交換や活動発表を行う場の提供を通して、団体間の交流とネットワークづくりを支援します。	○市民グループ活動支援事業 ○人権啓発センター利用登録団体との共働事業	市民局

9 報道機関との連携

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女共同参画社会に関する情報発信をするため、報道関係者との連携を図ります。	○ラジオ番組 「こころのオルゴール」	市民局

施策の方向 3 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援

- ◆男女共同参画の視点を持って地域の様々な活動が展開されるよう、地域の主体的な取り組みの支援、「みんなで参画ウィーク」を活用した広報・啓発や、男女共同参画協議会等の活動支援に取り組みます。

10 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女共同参画が地域に浸透し、地域が主体的に男女共同参画の推進に取り組めるよう、所管局、区が連携し支援します。 ○男女共同参画の推進に向けて地域や諸団体が行っている取り組みを支援し、先進的取り組みや課題解決の事例に関する情報を、様々な機会を捉えて各校区に情報提供します。 ○地域で活動する人を対象とした講座の実施や、市民研修講師である「男女共同参画推進サポーター」などの派遣を行います。	○男女協サミット ○出前講座 ○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知 ○アミカス地域支援事業 ○七区男女共同参画協議会活動支援 ○七区男女共同参画協議会による男女共同参画研修実施状況調査 ○男女共同参画推進担当者研修 ○公民館長・公民館主事の研修	市民局
	○校区における主体的な男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援	区役所

11 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女共同参画推進活動が自治協議会など自治組織を含めた校区全体に広がるよう、「みんなで参画ウィーク」のさらなる浸透を図り、地域と共働で取り組みを進めます。 ○「男女共同参画推進サポーター」や「アミカス寸劇隊」の派遣事業や出前講座の活用促進、公民館における男女共同参画学習講座の充実などにより、広く市民への男女共同参画意識の浸透を図ります。	○「みんなで参画ウィーク」の広報・周知 ○アミカス地域支援事業 ○出前講座 ○公民館長・公民館主事の研修 ○公民館における男女共同参画講座 ○共創自治協議会事業	市民局

施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

- ◆男女共同参画の視点に立った地域防災を推進するとともに、防災をテーマとして、男女共同参画や多様性の必要性についての理解を深める取組みを進めます。

12 男女共同参画の視点に立った防災事業

具体的施策の内容	事業名	担当局
○防災分野における男女共同参画の視点を取り入れることの必要性について、理解を促す取組みを進めます。 ○避難所用の備蓄や災害時の避難所運営において、男女のニーズの違いに配慮するなど、男女共同参画の視点をもって取り組むとともに、地域への働きかけを行います。	○女性の視点を活かした防災事業 ○出前講座 ○博多あん（安全）・あん（安心）塾 ○アミカス地域支援事業 ○避難所運営ワークショップ	市民局

施策の方向 5 国際理解・交流の推進

◆男女平等に関する国連の動向や、諸外国の女性の状況などについて、市民理解を深めるため、情報提供や学習機会の提供に努めます。

13 男女平等に関する国際理解の推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女共同参画をめぐる諸外国の女性が置かれた実情や支援の現状について、情報の収集・提供や学習機会の提供を進め、市民の理解を促進します。	○海外の女性情報の収集及び提供 ○男女共同参画講座 (諸外国の状況をテーマとするもの)	市民局
○国際的な相互理解と協力を進めるため、在住外国人との交流など、多文化共生社会の実現に向けた活動を支援します。	○地域における外国人住民との交流支援事業	総務企画局

基本目標 2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

(目指す姿)

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪など、あらゆる暴力が根絶されるとともに、貧困、高齢、障がい等により困難を抱える人が安心して暮らせる社会を目指します。

誰もが安心して暮らせる社会を目指すためには、配偶者等からの暴力（DV）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などのあらゆる暴力を根絶するとともに、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、すべての人権が尊重され、多様性を認め合うことが重要です。

あらゆる暴力の被害者の多くは女性であり、背景には男女の固定的な役割分担意識、男女の社会的地位や経済的な格差などがあることから、あらゆる暴力防止に向けた教育や、被害者支援など、幅広い取組みが必要です。

平成 30（2018）年度の「市政に関する意識調査」において、配偶者等から暴力（身体的、精神的、性的）を受けた際に実際に取った行動は、男女ともに「がまんした」割合が最も高く、相談できる窓口を「知らない」と答えた人も 2 割を占めています。このことから、DV 被害を相談することに躊躇する方や相談できる窓口を知らない方がいることが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛などの影響で、DV の被害者と加害者の双方が家庭で過ごす時間が長くなるため、DV 被害の増加が危惧されます。DV 被害が深刻化する前に、相談から保護・自立に至る支援を行うためには、相談窓口の広報・啓発に取り組むとともに、被害者に寄り添った切れ目のない支援を行っていく必要があります。

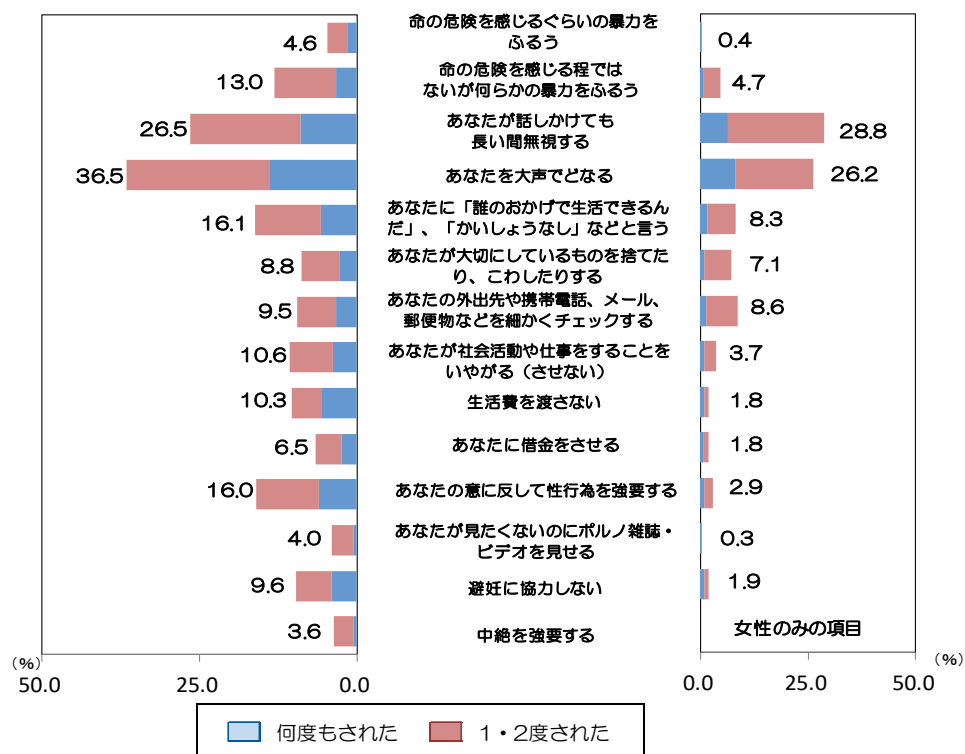
将来的に DV の被害者・加害者を生まないためには若年層から DV 予防教育を行うことが重要であり、学校と連携しながら中学生や高校生世代の子ども達にデート DV（交際相手からの暴力）防止教育を行います。

DV が起きている家庭では子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、また子どもの前でパートナー間で暴力を振るうこと（面前 DV）は子どもへの心理的虐待にあたるなど、DV は児童虐待と密接な関連があると言われています。令和元（2019）年 6 月公布の「改正 DV 防止法」では、DV 被害者の相談支援を行う機関と相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されており、今後、DV 被害者支援と児童虐待対応との連携を強化していく必要があります。

配偶者等から暴力を受けた経験

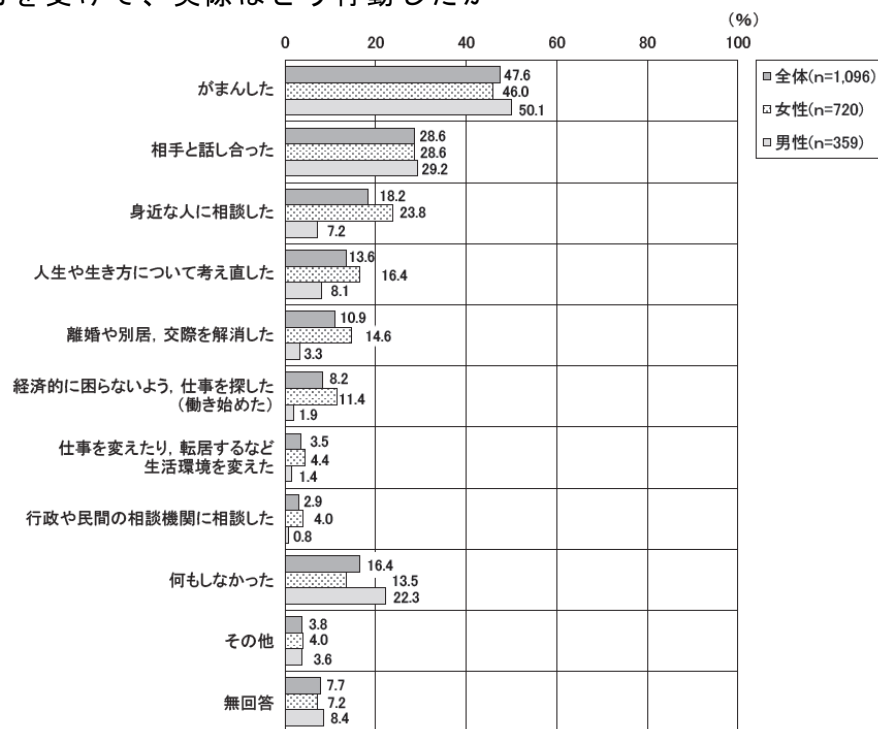
女性 (n=1,386)

男性 (n=877)



資料：平成30年度 市政に関する意識調査

暴力を受けて、実際はどう行動したか



資料：平成30年度 市政に関する意識調査

また、女性は正規労働に就きにくく、生活上の困難に陥りやすい状況にあります。ひとり親家庭等への支援をはじめ、他機関と連携しながら就労支援や能力向上機会の提供などを行っていく必要があります。

人生 100 年時代を迎え、生涯を通じて健康で豊かな生活を送ることができるよう、性差などを踏まえた心身及び健康についての正確な知識・情報の提供、生活習慣病予防や各種検診の受診を推進するとともに、女性の就業者の増加や定年延長、平均寿命の伸長などに伴い多様化している女性の健康問題への対応が求められます。

さらに、多様性を認め合う社会の実現を目指し、性的マイノリティ当事者及びその家族などに対する支援を行うとともに、市民が性的指向や性自認に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行うことが必要です。



施策の方向 1 配偶者等からの暴力被害者の支援及び暴力の未然防止

- ◆配偶者等からの暴力を受けた被害者の相談窓口の周知を図ります。
- ◆被害者の立場に立ち、相談対応から保護、自立まで切れ目のない支援に取り組めます。
- ◆暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みを充実します。

【福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次）】

14 相談体制の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、アミカス等の機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。 ○被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。 ○配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。	○配偶者暴力相談支援センターにおける相談 ○区子育て支援課・家庭児童相談室における相談	こども未来局
	○アミカス相談室における相談 ○男性のための相談ホットラインによる相談	市民局
	○区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談	保健福祉局
	○法的助言が必要な被害者に対する法律相談	こども未来局 市民局
	○相談員連絡会議における情報交換等による連携強化 ○DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修 ○各関係機関との情報交換	こども未来局 市民局
○高齢者や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや区障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。	○いきいきセンターふくおか運営（地域包括支援センター事業） ○区障がい者基幹相談支援センター事業	保健福祉局
○在住外国人の被害者に対し、通訳を派遣するなど、民間団体と連携して被害者支援を充実します。	○在住外国人被害者の窓口相談にあたって通訳を派遣 ○相談窓口を案内する多言語対応（9か国語）リーフレットの配布	こども未来局

○相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図るとともに、二次被害（被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと）を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。	○配偶者等からの暴力相談・支援に関わる職員に対する研修	こども未来局
	○相談員研修の充実	こども未来局 市民局
○相談員のメンタルヘルスに配慮します。		
○被害者の情報保護に努めるとともに、各制度の適切な運用を行います。	○被害者の情報保護及び各制度の適切な運用	こども未来局

15 保護体制の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。	○危険が急迫している場合の被害者及び同伴の子どもの安全確保及び一時保護	こども未来局
○安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。		
○民間シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。	○民間シェルターを運営する民間支援団体の活動支援	こども未来局

16 被害者の自立のための支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう、住居、就業、法的制度、心理的ケアなどの施策について情報提供や支援を行います。	○アミカスDV被害者支援のためのグループワーク ○法的助言が必要な被害者に対する法律相談	市民局 こども未来局
○配偶者やパートナー間の暴力等を児童が目撃する「面前DV」は児童への心理的虐待であることを踏まえ、DV被害者親子等に対して心理的ケアを図ります。	○被害者親子等のカウンセリング	こども未来局

○市営住宅、児童福祉、母子父子寡婦福祉、医療保険、年金、生活保護、就業等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。 ○被害者やその家族、支援者などの関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。	○市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用	住宅都市局
	○ひとり親家庭支援センター（就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業） ○母子生活支援施設における自立支援 ○ひとり親家庭自立支援給付金事業 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ○児童手当 ○児童扶養手当	こども未来局

17 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

具体的施策の内容	事業名	担当局
○配偶者等からの暴力は、犯罪をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。 ○被害者の早期発見、早期対応につなげるよう相談窓口の周知を図ります。 ○国・自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策などについて、調査、情報収集を行います。 ○在住外国人の被害者が相談支援につながるよう相談窓口の案内に努めます。	○配偶者等からの暴力防止に関する講座・講演会 ○市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発	こども未来局
	○相談窓口情報を掲載したカード・リーフレットの作成、配布	市民局 こども未来局
○配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、子どもの発達段階に応じた教育に取り組みます。	○中高生へのデートDVに関する教育 ○若年層に向けたデートDVに関する啓発	こども未来局 教育委員会

18 関係団体との連携

具体的施策の内容	事業名	担当局
○相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。 ○子どもに対する支援にあたって、配偶者暴力相談支援センターが要保護児童支援地域協議会に参画して関係機関との連携を図ります。	○福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議による国、県、民間団体等との連携	こども未来局
	○相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援	市民局 こども未来局

施策の方向 2 セクシュアル・ハラスメント等及び性犯罪の防止

- ◆職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供を行うとともに、企業や市民に対する啓発活動を進めます。
- ◆相談や支援に関わる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。
- ◆性犯罪被害を防止するための広報・啓発、性犯罪被害者を支援するための相談窓口の周知に努めます。

19 セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発

具体的施策の内容	事業名	担当局
○セクシュアル・ハラスメント等の防止について理解を促進するため、企業や市民に対して啓発を進めるとともに、相談窓口や対応策について情報提供を行います。	○市ホームページ等での情報提供	市民局
	○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局

20 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止

具体的施策の内容	事業名	担当局
○市職員への研修の充実及び相談窓口の周知を図ります。	○相談窓口	各任命権者 (総務企画局)
	○ハラスメント防止研修	総務企画局
	○コンプライアンス研修	交通局
	○職員研修講師派遣	市民局

21 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

具体的施策の内容	事業名	担当局
○学校現場における教職員間、教師と児童・生徒間のセクシュアル・ハラスメントを防止するための研修や相談体制の充実を図ります。	○セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	教育委員会

22 相談の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○セクシュアル・ハラスメントに関する相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い、専門性の向上を図るとともに、被害者の立場に立った相談対応に取り組めます。	○アミカス相談室における相談 ○人権啓発相談室	市民局
	○教育実習生に対するセクハラ相談窓口	教育委員会

23 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○防犯出前講座の実施などにより、性犯罪を未然に防止するための広報・啓発を行います。	○性犯罪防止啓発事業 ○犯罪被害者等支援	市民局
○相談窓口の周知に努めます。		
○福岡市及び福岡県、北九州市が共同で運営している「性暴力被害者支援センター・ふくおか」により、犯罪被害者の支援に取り組めます。		

施策の方向 3 生涯にわたる健康支援

- ◆思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、発達段階に応じた教育を実施し、意識啓発を進めます。
- ◆市民や企業に対し、母性の保護の重要性について広く啓発を行うとともに、妊産婦に対する健康診査や育児不安の高い時期の相談支援など、出産前から出産後まで一貫した保健サービスの充実を図ります。
- ◆人生 100 年時代の到来を見据え、ライフステージに応じた健康の保持増進のため、相談機能の充実や、市民の健康づくりの支援に取り組みます。

24 青少年に対する支援、意識啓発

具体的施策の内容	事業名	担当局
○思春期の子どもに対する相談体制を充実するとともに、思春期の子どもが正しい保健や性に関する知識を持てるよう、発達段階に応じたエイズや性感染症、喫煙、飲酒、薬物乱用防止、親の役割や正しい性知識などに関する学習機会を提供します。	○思春期相談 ○思春期ひきこもり等相談事業 ○女の子専用相談電話	こども未来局
	○性感染症予防対策 ○薬物乱用防止啓発事業 ○ティーンエイジャー教室	保健福祉局 こども未来局
○教職員への研修の充実を図り、性教育、健康教育を実施します。	○性教育の手引きに基づく指導 ○性に関する指導者研修会 ○情報モラル教育の推進	教育委員会

25 母性の保護の重要性に関する認識の浸透

具体的施策の内容	事業名	担当局
○市民や企業に対して、母性の保護の重要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。	○マタニティスクール ○働くママとパパのマタニティスクール	こども未来局
	○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局

26 妊娠・出産に関する健康管理の支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行います。特に、妊娠期からの相談支援、育児不安が強い産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図ります。	○妊婦健康診査 ○産前・産後母子支援事業 ○産婦健康診査 ○産後サポート事業 ○母子巡回健康相談 ○母親の心の健康支援事業	こども未来局
	○妊婦歯科健康診査	保健福祉局
○子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。	○特定不妊治療費助成 ○一般不妊治療費助成 ○不育症検査費・治療費助成 ○不妊専門相談センター	こども未来局

27 ライフステージに応じた心身の健康管理の支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○人生の各段階に応じた健康の保持増進のため、各種健康診査の受診を推進するとともに、健康づくりサポートセンターや区保健福祉センターにおいて、市民が自分に適した健康づくりを実践できるよう施策の充実を図ります。	○子宮頸がん検診、乳がん検診	保健福祉局
○区保健福祉センター、精神保健福祉センターにおいて、心の健康に関する相談体制を充実し、ライフステージに応じたメンタルヘルスやストレス対策を含めた市民のこころの健康づくりに取り組みます。	○精神保健相談及びうつ病予防対策 ○心の健康づくり事業 ○依存症・ひきこもり等専門相談	保健福祉局

施策の方向 4 性の多様性が尊重される環境づくり

- ◆性的マイノリティの当事者及びその家族等に対する支援を行うとともに、市民が性的志向や性自認に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。

28 性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○性的マイノリティであることを理由として困難な状況に置かれている人々について、電話相談などによる支援を行うとともに、当事者や家族等の交流を行います。	○パートナーシップ宣誓制度 ○L G B T電話相談 ○性的マイノリティ交流事業	市民局
	○性同一性障がいの専門電話相談	保健福祉局

29 市民や企業等に対する教育・啓発

具体的施策の内容	事業名	担当局
○市民や企業等を対象とした、講演会等を実施するとともに、L G B Tに関するリーフレットを作成します。	○講演会等の開催 ○啓発リーフレットの作成・配布	市民局

施策の方向 5 貧困、高齢、障がい等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

- ◆ひとり親家庭等で困難を抱える方への相談体制の充実や就業支援に取り組みます。
- ◆高齢者や障がい者等、様々な困難を抱える人々が安心して暮らせるよう支援するとともに、市民の理解を深めるための啓発等に取り組みます。

30 ひとり親家庭等への支援の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○ひとり親家庭に対する相談体制の充実に努めるとともに、関係機関とのネットワークづくりを行い連携を強化します。	○区子育て支援課・家庭児童相談室における相談 ○区家庭児童相談室相談員研修	こども未来局
	○民生委員・児童委員、主任児童委員研修	こども未来局 保健福祉局
	○アミカス相談室における相談	市民局
○ひとり親家庭支援センターにおいて実施する講座などの充実や職業安定所等との密接な連携により就業を支援するとともに、子育てと仕事の両立など、自立に向けた生活の支援に取り組みます。	○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ○ひとり親家庭就業支援事業 ○就業支援講習会	こども未来局
○ひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。	○ひとり親家庭自立支援給付金事業 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ○児童扶養手当	こども未来局
	○就学援助	教育委員会
	○市営住宅におけるひとり親家庭優遇措置	住宅都市局

31 高齢者、障がい者等が安心して暮らすための支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○区地域保健福祉課、いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）において、高齢者の権利擁護についての相談・支援を行います。 ○単身高齢者、認知症の人及び障がい者等への生活支援体制を充実させるため、高齢者施設の整備、成年後見制度の活用促進、高齢者及び障がい者虐待や消費者被害の防止に関する諸制度の活用による支援を進めます。	○いきいきセンターふくおか運営（地域包括支援センター事業） ○成年後見制度利用支援事業（高齢者） ○障がい者成年後見事業 ○福岡市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター） ○福岡市消費生活センターにおける消費生活相談 ○特別養護老人ホーム等施設整備費助成事業	保健福祉局 市民局
○人権を尊重し、多様性を認め合う社会となるよう、講演会や講座などを開催し、啓発に取り組みます。	○人権総合講座	市民局

32 経済的な困難を抱えた人の自立支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○生活自立支援センターにおいて、経済的に困窮した方からの相談を受け、各種関係機関と連携しながら経済的な自立を支援します。	○福岡市生活自立支援センターにおける相談	保健福祉局

33 在住外国人への支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○在住外国人の相談対応や情報提供を行います。 ○在住外国人への日本語教育を推進します。	○福岡市外国人総合相談支援センター（相談・情報提供） ○区役所での転入手続き時における外国人向けの生活ガイダンス ○区役所・相談窓口における電話通訳の活用（電話通訳一括導入） ○日本語習得の支援、情報提供	総務企画局
	○在住外国人支援のための講座	市民局
○在住外国人向けに出産・育児に関する情報提供や支援を行います。	○外国語版の母子健康手帳や乳幼児健康診査票の配布 ○保健師等の訪問指導や面談時における電話通訳の活用	こども未来局

基本目標 3 仕事と生活の調和が実現した社会

(目指す姿)

従来の働き方が制度・意識の両面から改善され、誰もが働く場における責任を果たすとともに、多様な働き方の選択などにより、仕事と生活の調和を図りながら、家事・育児、介護、地域活動などにおいて責任と充実感を分かち合い、男女が共に暮らしやすい社会を目指します。

働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりが健康でよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指して働き方改革が進む中、残業が減るなど働きやすくなったと感じる労働者も増えており、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みが成果を上げています。

一方で、平成 30（2018）年度の「市政に関する意識調査」では、共働きである・ないにかかわらず、主に家事を担っていると回答した女性は約 8 割に達し、育児についても女性が主に担うなど、依然として家事・育児が女性に偏っている状況がうかがえます。

配偶者（パートナー）がいる家庭の役割分担（炊事・掃除・洗濯などの家事）（％）

		主に自分	同じ（自分と配偶者が）	主に配偶者（パートナー）	主に配偶者（パートナー）以外（家族）	家族以外の人に依頼	あてはまらない	無回答
全体		49.5	12.1	35.3	1.1	0.3	0.8	1.0
女性	女性計	82.6	10.5	3.4	1.3	0.4	0.6	1.3
	共働きである	80.5	13.6	2.5	1.3	0.4	1.1	0.4
	共働きでない	85.3	6.5	4.5	1.1	0.3	—	2.3
男性	男性計	4.5	14.1	78.6	0.9	0.2	1.0	0.7
	共働きである	4.1	19.2	74.9	0.4	0.4	1.1	—
	共働きでない	4.9	9.7	81.9	1.3	—	1.0	1.3

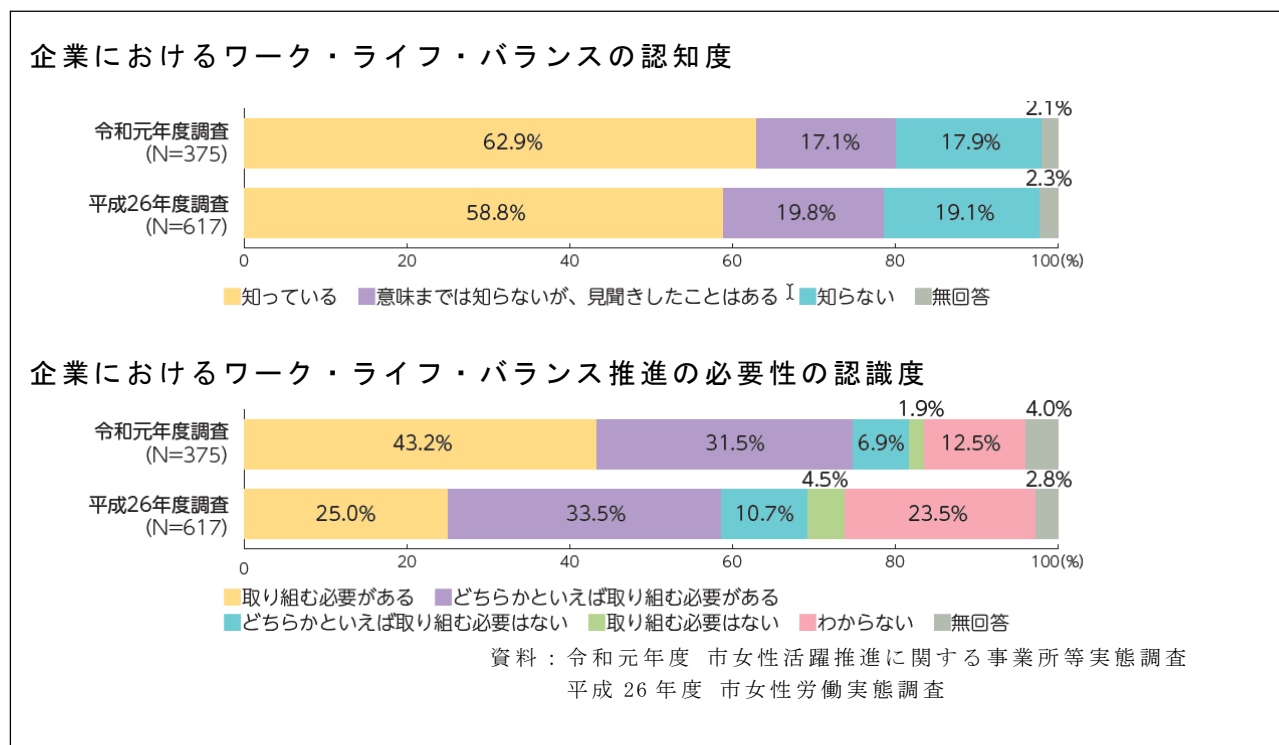
資料：平成 30 年度 市政に関する意識調査

また、男性の育児休業の取得については、低水準ではあるものの増加傾向にあります。民間調査によると、育児休業を取得した男性の 3 人に 1 人が、1 日に 2 時間以下しか家事・育児をしていないという、いわゆる「とるだけ育休」が問題になるなど、その中身・質の向上が課題となっています。

ワーク・ライフ・バランスの推進は、女性だけでなく男性にも優しい社会へとつながるものであり、変化しつつある男性の意識をさらに向上させ、行動の変容へとつなげていくため、家事・育児、さらには介護などの家庭生活に加え、地域活動などにおいても、男性が積極的な役割を果たすよう、地域や市民団体、企業などと連携しながら取組みを進めま

す。

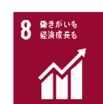
また、企業にとって、優秀な人材の確保、定着、意欲の向上、最終的には業績の向上へと結びついていくものと考えられ、大きなメリットがあります。令和元（2019）年度の「市女性活躍推進に関する事業所等実態調査」において、ワーク・ライフ・バランスについての市内事業所の認知度は、62.9%に留まっているものの、ワーク・ライフ・バランスを推進するための取組みの必要性に対する意識は5年前の前回調査から大幅に増加しており、機運が高まっている状況にあります。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、テレワークや ICT の活用などによる、これまでのやり方に囚われない働き方に対する意識が高まりつつあります。今後、育児や介護に加え、ダブルケアや本人の病気治療など、仕事との両立の支援を要する様々な理由を抱えた労働者が一層増えることも予想される中、多様で柔軟な働き方を選択できるよう、企業への働きかけなどの啓発を進めていくことが必要です。

基本目標 3 仕事と生活の調和が実現した社会

[福岡市働く女性の活躍推進計画(第2次)]



施策の方向 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ◆男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、企業における長時間労働の見直しや多様で柔軟な働き方の普及を促進するために、啓発や支援を進めます。
- ◆男性が家事・育児・介護などの家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう、啓発や支援に取り組みます。

34 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○企業の経営者などに対し、先進取組事例の紹介や取組むメリットの提案により啓発を行い、長時間労働の改善やテレワーク等の多様で柔軟な働き方の普及を図ります。 ○ワーク・ライフ・バランス推進に向けた企業の取組みを支援します。	○ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト推進事業 ○社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業） ○企業向け講演会、セミナー ○テレワークセミナー ○男性の育児休業取得促進	市民局
	○ふくおか「働き方改革」推進企業認定事業	経済観光文化局
○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定が努力義務となっている企業を対象に、計画策定の支援を行います。	○一般事業主行動計画策定支援	市民局
○毎月1～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間”とし、個人や企業、地域コミュニティなどが、それぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組めます。	○市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局

35 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供

具体的施策の内容	事業名	担当局
○育児・介護休業法や労働基準法など関係制度について、広報・啓発、情報提供に努めます。	○市ホームページ等での情報提供	市民局
	○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局
	○働く人の介護サポートセンター事業	保健福祉局

36 市役所における意識啓発

具体的施策の内容	事業名	担当局
○全ての職員がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、「福岡市特定事業主行動計画」に基づく、職業生活と家庭生活の両立支援策を推進するとともに、研修などを通じた意識啓発に取り組めます。	○ワーク・ライフ・バランスに関する研修 ○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく職業生活と家庭生活の両立支援策の推進	総務企画局

37 男性への意識啓発と、家庭や地域活動への参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男性の家事・育児・介護などへの参画を促進するため、結婚、出産などの機会を捉え、男性にも共感できる意識啓発に取り組めます。	○家事・育児シェア	市民局
	○働くママとパパのマタニティスクール	こども未来局
	○「これからパパとママになるあなたに」城南区オリジナルリーフレットの母子健康手帳交付時配付	区役所(城南)
○アミカスや地域など、様々な場における男性自身の意識啓発を目的とした講座や情報の提供など、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進する取組みを進めます。	○ワーク・ライフ・バランス推進講座 ○共創自治協議会事業 ○公民館における男女共同参画学習講座（主に男性を対象とするもの）	市民局
	○校区における男女共同参画推進活動への支援 ○区男女共同参画連絡会の活動支援	区役所
	○市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局

38 男性相談の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男性が抱える様々な問題に対応するため、男性相談の充実を図ります。	○男性のための相談ホットライン	市民局

施策の方向 2 子育て・介護支援の充実

◆保育サービスや地域における子育て支援、介護支援を充実させ、誰もが安心して仕事と育児や介護を両立できる環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた基盤づくりを進めます。

39 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○保育需要に的確に対応するため、多様な手法により保育の提供体制を確保します。	○保育所等整備の推進 ○企業主導型保育促進事業 ○幼稚園2歳児受入れ促進事業	こども未来局
○共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組みます。	○延長保育、一時保育、休日・夜間保育 ○病児・病後児デイケア事業 ○一時預かり事業 ○子どもショートステイ（子育て短期支援事業） ○特別支援保育（さぽ〜と保育）事業 ○留守家庭子ども会	こども未来局
○ニーズに合った教育・保育の利用ができるよう、保護者への情報提供や相談・支援を行います。	○子育て支援コンシェルジュ	こども未来局

40 子育て支援の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。	○子どもプラザ ○ファミリー・サポート・センター事業 ○地域子育て交流支援事業 ○地域子ども育成事業 ○区子育て支援推進事業	こども未来局
	○公民館における主催事業の実施（乳幼児ふれあい教室、子育てサポーター養成講座） ○世代ギャップ解消支援	市民局
	○子育て支援に関する主催事業	区役所(城南)
○社会全体で子どもや子育てをバックアップする運動の普及に取り組みます。	○市民や企業と共働した子育て支援	こども未来局

○託児付で事業を実施し、子育て中の男女の支援に努めます。	○アミカスにおける託児の実施	市民局
○各区役所を子ども家庭総合支援拠点として在宅支援体制を強化し、身近な場所における子ども等の相談対応から通所、在宅支援サービスによる専門的な支援までの継続的なソーシャルワーク機能を強化します。 ○子ども家庭支援センターの増設を検討するなど専門的な通所相談機能の充実に取り組みます。 ○こども総合相談センターにおいて、必要な体制を確保し、児童虐待や家庭内暴力、非行、親子関係不良の深刻化などに関する専門的な支援・介入に取り組みます。	○区子ども家庭総合支援拠点 ○子ども家庭支援センター ○こども総合相談センター	こども未来局
○妊娠期から切れ目なく子育て家庭を支援するための在宅支援サービスを充実させ、児童虐待の未然防止に取り組むとともに、虐待を受けた児童と虐待を行った保護者の面談や家庭訪問などにより児童虐待の再発防止に取り組みます。	○児童虐待防止事業 ○虐待防止等強化事業（養育支援訪問事業等） ○産前・産後母子支援事業 ○子どもショートステイ（子育て短期支援事業）	こども未来局
○関係機関の連携により、支援を要する児童への支援や、虐待防止に向けた広報、啓発活動などに取り組みます。	○要保護児童支援地域協議会等による支援 ○子ども虐待防止活動推進委員会による活動	こども未来局
○妊婦、ベビーカー利用者や子ども、高齢者等が安心・安全に外出することができるまちづくりを推進します。	○バリアフリーのまちづくり推進	保健福祉局
	○公共交通バリアフリー化促進事業	住宅都市局
○住宅困窮度の高い子育て世帯が市営住宅に入居しやすくするための取り組みを行います。	○市営住宅における子育て世帯優遇措置	住宅都市局

41 介護支援の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けられるよう、地域における身近な総合相談機能の充実に努めるとともに、介護予防を推進し、自宅での自立支援や介護者の負担軽減を図ります。	○介護保険事業 ○地域支援事業及び要援護高齢者の在宅支援サービス ○いきいきセンターふくおか運営（地域包括支援センター事業） ○ふれあいネットワーク事業 ○ふれあいサロン	保健福祉局
○働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう、相談・支援を行います。	○働く人の介護サポートセンター事業	保健福祉局

基本目標 4 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

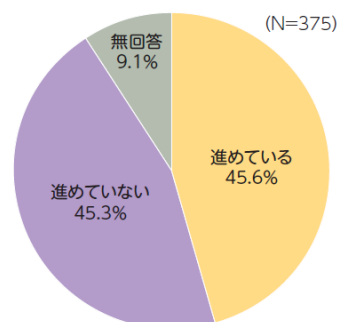
(目指す姿)

男女の待遇や教育、昇進等の機会が均等に確保されるなど、企業において女性活躍の取組みが進み、女性がそれぞれに望むキャリアパスを描いて働き続けることができる職場環境がつくられ、男女がその能力を発揮することで企業活動も活性化し、活力ある社会を目指します。

平成 29 (2017) 年の「就業構造基本調査」における福岡市の 25 歳から 44 歳までの女性の有業率は 74.2% で、平成 24 (2012) 年調査の 70.3% と比較して 3.9 ポイント増加しています。法制面の整備が進んだことなどもあり、いわゆる M 字カーブは着実に解消されつつありますが、結婚、出産などを機に仕事を中断し、その後、非正規で就労する女性が多くなっており、働く女性のうち非正規雇用が 57.6% を占めています。非正規雇用が女性側の多様なニーズに応えているという面もありますが、正規雇用を望んでも、いったん離職すると正規での雇用が難しいのが実情です。新型コロナウイルス感染症の影響により、女性だけでなく、全体の雇用環境が長期的に悪化する懸念が出てきています。

また、令和元 (2019) 年度の市女性活躍推進に関する事業所等実態調査において、女性活躍の取組みを「進めている」と回答した事業所は 45.6% で、「進めていない」の 45.3% とほぼ同率になっており、企業における対応の遅れが目立っています。

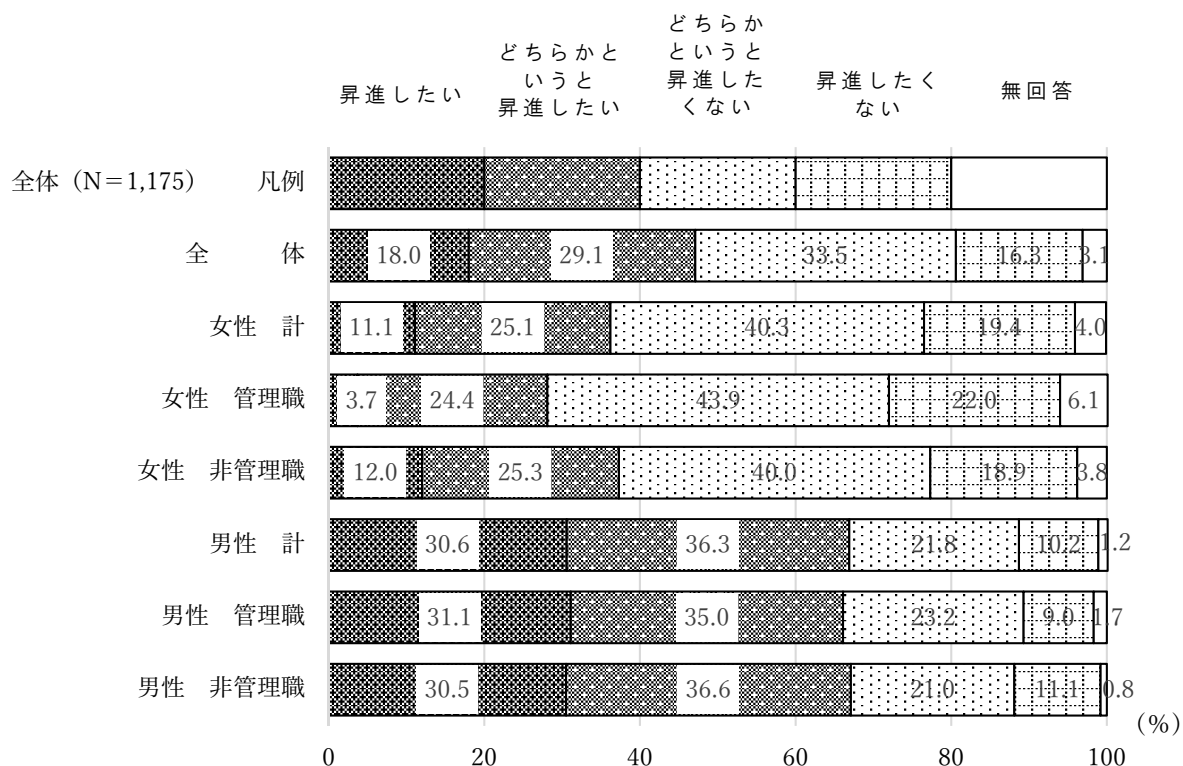
女性活躍の取組みを進めている事業所の割合



資料：令和元年度 市女性活躍推進に関する事業所等実態調査

一方で、昇進したいと考える女性の割合において、男性の 66.9% に対し、36.2% と大きな差が見られるなど、女性自身の意識にも課題があることがうかがわれます。こうした状況の中で、企業における女性の管理職割合は 11.3% にとどまるなど、女性の能力の発揮は十分とは言えない状況であり、働く場における男女間格差は未だに解消されていません。

正社員における昇進意向



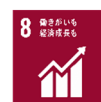
資料：令和元年度 市女性活躍推進に関する事業所等実態調査

女性が働き続けられる環境整備に向けた企業への働きかけや、女性活躍を推進する事業者、業界に対する支援、女性リーダー育成に向けた企業の先進事例に関する講演などを行うとともに、女性の意識改革に向けた研修や、能力向上のための講座を実施するなど、女性が自信をもって自らのキャリアパスを描けるよう、企業における人材育成の支援を充実させます。

また、労働関係情報の提供や就業意識の啓発、再就職支援を行うほか、趣味や特技を生かした「プチ起業」から、本格的な会社の設立まで、様々なレベルでの起業を支援するなど、女性のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を支援する取組みを進めていきます。

基本目標 4 働く場において女性が能力を発揮して活躍できる社会

[福岡市働く女性の活躍推進計画（第2次）]



施策の方向 1 働く場における女性活躍推進の支援

- ◆多様性を受け入れ個性を活かすダイバーシティ&インクルージョンの考え方を組織において広く浸透させ、女性をはじめとした多様な人材が能力を発揮できる社会となるよう、女性活躍に取り組む企業を評価する取組みや企業における女性のキャリアアップ支援などを行います。
- ◆女性がキャリアパスを描いて働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、支援を行います。

42 企業に対するダイバーシティを見据えた女性活躍推進の取組み支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○企業の経営者などに対し、多様な人材が活躍できる社会に向けて、女性活躍推進の先進取組み事例の紹介や取組むメリットの提案による啓発を行うとともに、さらに企業の見える化を進め、テレワーク等の多様で柔軟な働き方の普及など女性が活躍できる環境を整えます。 ○男女の固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、誰もが持つ無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、意識改革と理解の促進に取り組めます。	○ふくおか女性活躍NEXT企業見える化サイト推進事業 ○社会貢献優良企業優遇制度（次世代育成・男女共同参画支援事業） ○企業向け講演会、セミナー ○テレワークセミナー	市民局
○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が努力義務となっている企業を対象に、計画策定の支援を行います。	○一般事業主行動計画策定支援	市民局

43 働く女性のキャリアアップ支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○企業の女性を対象としたキャリアアップや能力向上に向けた講座・研修を実施します。	○女性のキャリア形成支援セミナー	市民局

44 働く女性への労働に関する広報と情報提供

具体的施策の内容	事業名	担当局
○男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働基準法等法制度の周知を含めた労働関係情報の提供を行います。	○女性のための支援講座 ○市ホームページ等での情報提供	市民局
	○「働くあなたのガイドブック」の発行	経済観光文化局

45 相談の充実

具体的施策の内容	事業名	担当局
○働く女性が抱える様々な悩みに対する相談機能の充実を図ります。 ○働く人が仕事と介護の両立に関する必要な情報やアドバイスが得られるよう相談・支援を行います。	○アミカス相談室における相談	市民局
	○働く人の介護サポートセンター事業	保健福祉局

46 農林水産業の分野における女性の参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○農林水産業に従事する女性の活動や、女性農業者の育成を支援します。	○女性農業者活躍支援事業 ○農業女子チャレンジ応援事業	農林水産局

施策の方向 2 女性の就業・起業支援

- ◆働きたい女性がライフスタイルやライフステージに応じて、多様な働き方ができるよう、関係機関と連携し、就業や再就職の支援を行うとともに、女性の起業を支援します。

47 就業意識の啓発と職業能力の向上

具体的施策の内容	事業名	担当局
○女性がライフイベントを経ても希望に応じた働き方ができるよう就業意識の啓発を行います。	○女性のキャリア形成支援セミナー ○資格・技能習得講座	市民局
	○資格・技能習得講座	経済観光文化局
○パソコンや簿記等、各種資格取得や技能習得のための講座などを通じて、女性の就業や職業能力の向上を支援します。		
○ひとり親家庭に対し、資格取得に向けて給付金の支給を行うとともに、就業に結びつく技能取得の講座を行います。	○就業支援講習会（ひとり親家庭支援センター） ○ひとり親家庭自立支援給付金事業	こども未来局

48 女性の起業支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○起業を目指す女性を対象とした、起業及び事業経営に必要な知識・手法を学ぶセミナーや交流会などを実施します。	○女性の起業支援セミナー	市民局
○スタートアップの裾野を広げるための「敷居の低い」空間を提供するとともに、専門家による起業相談や起業創業に関するイベント・セミナーの開催など、創業から人材確保までのワンストップ支援を行います。	○スタートアップカフェの運営	経済観光文化局
○女性起業家を対象とした、長期・低利・固定の「女性スタートアップ資金」による資金調達の支援を行います。	○福岡市商工金融資金制度「女性スタートアップ資金」による資金調達の支援	経済観光文化局

49 再就職の支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○就職に関する情報提供や講座の開催など、国や県と連携して女性の再就職を支援します。	○女性の就職支援セミナー	市民局
	○ひとり親家庭就業支援事業 ○就業支援講習会 (ひとり親家庭支援センター)	こども未来局
	○福岡市就労相談窓口事業	経済観光文化局

基本目標 5 あらゆる意思決定過程に男女が共に参画する多様性に富んだ社会

(目指す姿)

市の審議会等委員、市役所の管理職などの女性比率が一層高まり、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画するとともに、地域においては、諸団体の長への女性の就任が進み、男女共同参画の視点をもって、身近な暮らしの場での地域課題の解決に取り組むことにより、様々な立場を考慮した政策などの立案・実施が可能になる社会を目指します。

世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report2020」によると、我が国の男女共同参画の国際的な指標の一つである GGI（ジェンダー・ギャップ指数）は 153 か国中 121 位で過去最低となりました。特に、政治分野が 144 位、経済分野が 115 位で、国会議員や官僚、企業における管理職などの男女格差が大きいことが要因となっています。

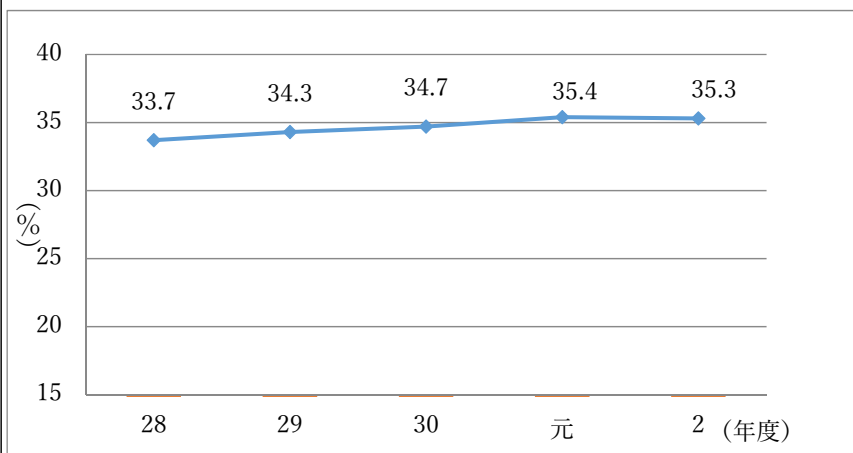
このような中、平成 30（2018）年 5 月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、女性の参画促進に向けた法整備が進んでいます。

福岡市では、第 3 次基本計画の数値目標として、令和 2（2020）年度までに女性委員のいない審議会等の解消、審議会等委員への女性参画率 40%、市役所における女性管理職比率 15% 程度を設定し、取組みを進めてきました。

女性委員のいない審議会等は、平成 28（2016）年度に解消されたものの、審議会等における女性委員の参画率は、令和 2（2020）年 8 月 1 日現在 35.3%にとどまり、目標には届きませんでした。

市役所における女性管理職比率については、令和 2（2020）年 5 月 1 日現在で 15.5%と目標に到達したものの、一層の取組みが求められています。また、地域における諸団体の長への女性就任比率は、日常的な地域活動への女性の活発な参画に比して、令和 2（2020）年 7 月 1 日現在 22.3%という低い数値になっており、女性が「長」という立場に立つことを阻害する、社会通念、慣行、偏った意識や制度、女性自身の意識の問題があるものと考えられます。

福岡市の審議会等委員への女性の参画状況の推移

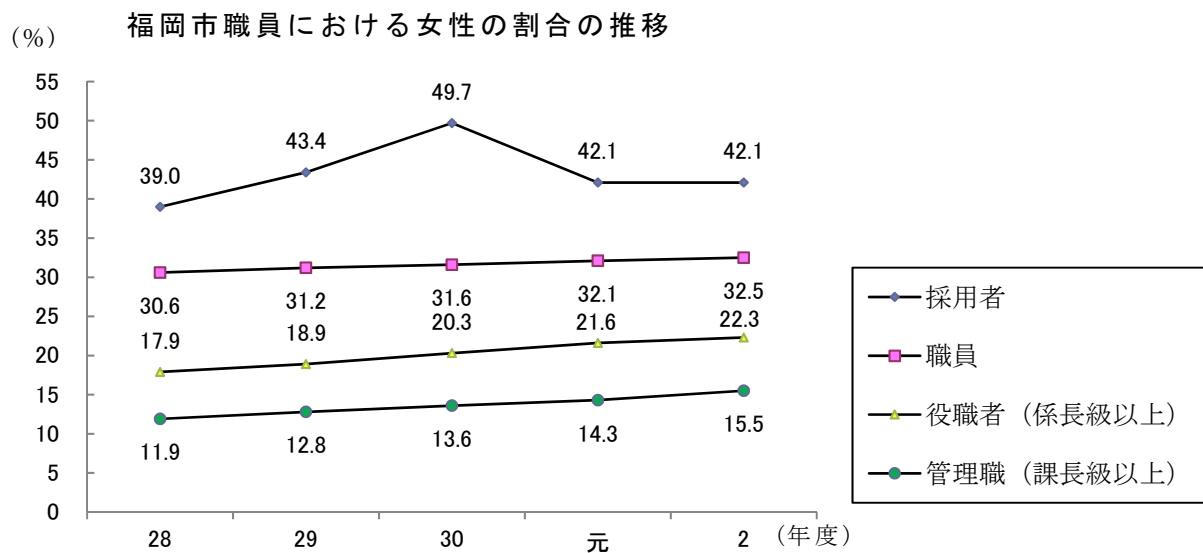


◆ 女性の割合

女性のない審議会等の数は
平成 28 年度以降 0

平成 28～30 年度：6 月 1 日現在
令和元～2 年度：8 月 1 日現在

資料：市民局男女共同参画課



注1:採用者の数は、人事委員会が実施する採用試験(上級、中級及び初級)の一般行政職(ただし、学校事務、文化財専門職及び化学技術は除く)

注2:採用者の数は採用年度ベース。令和2年度については5月1日現在の数

注3:職員数及び役職者数は5月1日現在の数

※旧県費負担教職員除く

資料:総務企画局人事課

地域における諸団体の長への女性の参画状況(福岡市) (各年7月1日現在)

団体名	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	令和2年度		
		女性の割合(%)	女性の割合(%)	女性の割合(%)	女性の割合(%)	女性の割合(%)	総数(人)	女性数(人)	女性の割合(%)
自治協議会(自治連合会)(※)		2.0	4.0	4.7	6.7	6.7	151	11	7.3
公民館長		23.3	24.7	24.7	25.9	26.5	147	42	28.6
青少年育成連合会(※)		26.2	30.2	28.7	28.7	27.8	159	49	30.8
交通安全推進委員会(※)		6.1	5.4	6.0	8.1	7.4	124	12	9.7
体育振興会(※)		7.4	9.4	10.0	6.7	7.3	151	10	6.6
ごみ減量・リサイクル推進会議(※)		16.1	16.2	18.0	16.6	17.8	148	23	15.5
人権尊重推進協議会(※)		13.2	19.4	20.8	21.1	21.2	146	32	21.9
社会福祉協議会		30.3	30.3	29.5	33.3	34.9	146	56	38.4
老人クラブ連合会		6.3	7.7	7.9	8.6	11.7	135	14	10.4
子ども会育成連合会		43.6	46.5	44.8	42.2	43.0	85	42	49.4
市立小学校PTA		4.9	3.5	4.9	5.9	6.3	144	10	6.9
市立中学校PTA		4.3	6.0	4.3	4.5	7.2	65	1	1.5
地区民生委員・児童委員協議会		67.3	68.3	69.7	68.8	70.6	111	79	71.2
合計		18.2	19.7	20.1	20.5	21.1	1,712	381	22.3
(参考)男女共同参画協議会		93.2	95.2	90.5	91.2	89.9	148	131	88.5

※団体の名称は各校区により異なるため、一般的に使用されている名称を記載している
(「自治連合会」は「自治協議会」未設立校区のみカウント)

資料:市民局男女共同参画課

政策・方針決定過程には、女性をはじめとする多様な視点の反映が必要であり、審議会等への女性の参画率向上を図るため、きめ細かな対応を充実させるとともに、女性職員が政策立案業務に積極的に参画できるよう、キャリア形成支援や長時間労働を前提としない働き方の徹底など、女性が活躍できる環境づくりを進めていきます。

また、まちづくりの共働パートナーである自治協議会においても、男女共同参画協議会等をはじめ、地域の様々な場で活動している女性に学習や交流の機会を提供するなど、地域の自主性を尊重し、共感を得ながら、意思決定過程への女性の参画を進めていきます。



施策の方向 1 市の政策・方針決定過程への女性の参画促進

- ◆市の施策展開に多様なニーズを反映するため、市の政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

50 審議会等への女性の参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○審議会等委員の改選期の事前協議を実施し、審議会等の女性の参画率を公表します。	○審議会等への女性委員参画のための事前協議	市民局

51 市役所における男女共同参画の推進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、女性職員のチャレンジ支援と、男女ともに職業生活と家庭生活が両立できる働きやすい職場環境づくりを進めます。 ○長時間労働を前提としない働き方の徹底や、管理監督者をはじめとする職員の意識改革、男性職員の家事育児参画の促進などの取組みを推進します。 ○研修企画課が実施する研修や職場研修など、あらゆる研修の機会を捉えて、市職員の男女共同参画への理解を深め、市政の各場面で男女共同参画の視点を持って施策を展開するよう、啓発を進めます。	○「福岡市特定事業主行動計画」に基づく女性職員活躍の推進 ○市職員の男女共同参画に関する研修	総務企画局
	○男女共同参画推進協議会・幹事会 ○人権啓発推進者研修 ○「人権尊重の視点に立った行政の推進に関する指針」の周知と理解の徹底 ○男女共同参画推進担当者研修	市民局
	○女性教職員の管理職登用の促進	教育委員会

52 政治分野における女性の参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○女性を対象に、政治への関心と理解を深める講座などを実施します。	○女性のための支援講座	市民局

施策の方向 2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進

- ◆ 少子・高齢化や共働き世帯・単身世帯が増加するなか、地域活動に多様な視点が反映されるよう、地域の諸団体の長への女性の参画を促進します。

53 自治協議会等への女性役員の参画促進

具体的施策の内容	事業名	担当局
○自治協議会等の新たな役員を対象に、地域活動における男女共同参画の必要性についての理解を深める啓発を行います。	○地域における諸団体の長への女性の就任率調査 ○自治協議会等への啓発	市民局

54 地域の女性リーダー育成と活動支援

具体的施策の内容	事業名	担当局
○地域活動における事業の企画・立案、男女共同参画に関する研修などの支援を行います。 ○地域活動に参画している女性を対象に、リーダーに求められる資質向上のための学習の機会を提供する事業を実施します。	○男女共同参画地域づくり事業（地域女性活躍チャレンジ塾） ○アミカス地域支援事業	市民局

資 料

(1) 諮問書

市共第 354 号
令和 2 年 1 月 24 日

福岡市男女共同参画審議会
会長 益村 眞知子 様

福岡市長 高島 宗一郎

福岡市男女共同参画を推進する条例（平成 16 年福岡市条例第 5 号）第 28 条第 1 号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

諮問

福岡市男女共同参画を推進する条例第 11 条第 1 項に規定する「福岡市男女共同参画基本計画」の次期計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を求めます。

理由

平成 28 年 3 月に策定した「福岡市男女共同参画基本計画（第 3 次）」の計画期間は、平成 28 年度から平成 32（令和 2）年度までの 5 年間となっています。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する様々な状況の変化を踏まえて、令和 3 年度以降の新たな計画を策定する必要があります。

次期計画の策定にあたり、貴審議会のご意見をお伺いいたします。

(2) 福岡市男女共同参画審議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

役 職	氏 名	役 職 等
委員	池内 比呂子	株式会社テクノホールディングス代表取締役社長
委員	石田 淳	弁護士
委員	石森 久広	西南学院大学副学長
委員	岩崎 玲子	社会福祉法人福岡県母子福祉協会事務局長
委員	川上 忍	福岡市立中学校校長会代表(玄洋中学校校長)
委員	岸 智子	公募委員
委員	北村 淳子	連合福岡・福岡地域協議会代表
委員	国広 奈穂子	福岡市七区男女共同参画協議会会長
副会長	境 正義	福岡商工会議所専務理事
委員	手嶋 一雄	株式会社福岡放送報道局報道部 部長 兼 北九州支局長
委員	波多江 真一	福岡市PTA協議会副会長
会長	益村 眞知子	九州産業大学名誉教授
委員	松本 早苗	公募委員
委員	丸岡 良光	福岡市自治協議会等7区会長会代表
委員	室谷 留美	福岡労働局雇用環境・均等部長
委員	森川 友子	九州産業大学人間科学部臨床心理学科教授
委員	安木 隆	株式会社西日本シティ銀行地域振興本部 主任調査役

※令和3年2月25日 答申日現在

(3) 答申までの経過

○令和2年 1月24日	第8期 第3回 審議会 ●諮問
○令和2年 3月27日	第4回 審議会 ●第3次基本計画のふりかえり（成果，課題） ●第4次基本計画の目指す姿、基本目標、数値目標について
○令和2年 6月 8日	第1回 福岡市男女共同参画推進協議会幹事会（書面開催） ●庁内における第4次基本計画（案）の検討
○令和2年 6月29日	第6回 審議会 ●第4次基本計画（案）について
○令和2年 6～7月	地域の意見募集 ●自治協議会、男女共同参画協議会等からの意見募集
○令和2年 7月30日	第7回 審議会 ●第3次基本計画の評価
○令和2年 8月12日	第2回 福岡市男女共同参画推進協議会幹事会（書面開催） ●第4次基本計画原案について
○令和2年 8月19日	福岡市男女共同参画推進協議会 ●第4次基本計画原案について
○令和2年 9月11日	「福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に基づく議会（委員会）報告
○令和2年10月 9日	第9期 第1回 審議会 ●第4次基本計画原案（パブリック・コメント案）について
○令和2年11月～12月	市民意見募集（パブリック・コメント） 募集期間：11月5日～12月4日
○平成3年 2月 2日	第2回 審議会 ●原案に寄せられた市民意見及び意見に対する審議会の考え方について ●第4次基本計画答申案について
○令和3年 2月25日	答申